

第七十二回 参議院農林水産委員会會議録第二十二号

昭和四十九年五月十六日(木曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

沢田 実君

補欠選任

沢谷 邦彦君

五月十四日

辞任

佐藤 隆君

補欠選任

平井 卓志君

堀本 宜実君

高橋雄之助君

工藤 良平君

堀本 宜実君

今 春聰君

五月十五日

辞任

平井 卓志君

補欠選任

佐藤 隆君

堀本 宜実君

今 春聰君

加藤シヅエ君

堀本 宜実君

工藤 良平君

五月十六日

辞任

平泉 渉君

補欠選任

重宗 雄三君

沢谷 邦彦君

沢田 実君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

初村瀧一郎君

高橋雄之助君

足鹿 覺君

鶴岡 哲夫君

河口 陽一君

田口長治郎君

温水 三郎君

平泉 渉君

国務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農林経済局長

農林省構造改善局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

大蔵省主税局税制第三課長

厚生省年金局長

農林省農林経済局審議官

参考人

早稲田大学教授

農林年金受給者

全国連盟副会長

堀本 宜実君

安藤 哲吉君

一樂 照雄君

ら農林水産委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動によりまして理事が一名欠員となつておりますので、この際、理事の補欠選任を行なうたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(初村瀧一郎君) 御異議なしと認めます。

○委員(初村瀧一郎君) 次は、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日、参考人として、早稲田大学教授安藤哲吉君、農林年金受給者全国連盟副会長一樂照雄君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認めます。さよう決定をいたします。

〔速記中止〕

○委員長(初村瀧一郎君) 速記を起こして。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、参考人の意見を聴取いたします。

参考人として、早稲田大学教授安藤哲吉君及び農林年金受給者全国連盟副会長一樂照雄君の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきましたことありがとうございます。

厚くお礼を申し上げます。参考人におかれましては忌憚のない御意見をお述べいただくようお願い申し上げます。

まず議事の進め方といたしましては、最初に参考人からお一人十五分程度の御意見をお述べいただき、引き続いて委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、安藤参考人からお願いをいたします。

○参考人(安藤哲吉君) 安藤でございます。きょうこちらで参考意見を述べようように仰せつかりましたのでございますが、私、農林年金の財政研究会に、昭和四十四年の暮れから昭和四十六年の六月ごろまで関係いたしました。その後、あまり接触もなく、突然先週土曜日に御依頼を受けましてたいへんと思いましたが、十分なお話ができなかつた感じがいたします。

御了承いただきたいと存じます。

今回、この改正法案が出てくるようでございすけれども、まあ基本的には、いろいろ問題があらうかと思ひますが、ともかく昨年、厚生年金が大幅に――まあ大幅に――いまして、大体インフレーションでございまして、たいへんなことではございせんけれども、ともかく従来の水準に比べて大きく引き上げられた。そういうことと、従来の方式におきましては、農林年金あるいは共済組合関係が厚生年金よりも給付がいいということとで、有利さを誇つておつたわけでございますけれども、逆転するといふおそれが出てきまして、もし、この改正がなければ、現にそうしたおそれが現実のものとなるわけでございますので、そういう意味で、特に低所得の方につきまして、ともかく早急に不利を生じないようにするために、こういう給付関係の改正は緊急の課題であらうというわけで、私は、基本的には、そういう意味で賛成でございます。

ただ、そうなりますと、財政の問題をどうする

かということ、別に今回の改正にかかわりませず、以前からの農林年金におきましても相当大きな問題になっていることは、こちらの委員会の先生方より御承知のことではないかと推察いたします。また、今回このような給付の基本的構造におきまして、最終三年平均給付から最終一年間、しかもそれはベースアップがあった場合におきましては、それを再評価した上で、その最終一年間の平均給付を使用するというような、こういうことはかなり財政に大きな影響を及ぼすわけでございまして、やはり相当これを検討しまして、将来の見通し、財源の収入の確保の方法、そういうものをはかっている必要があるのではないかとこのように考えております。と申しまして、この財政計算は賦課方式でなければ、相当膨大な計算資料が要るわけでございまして、時間もかかることとでございます。農林年金は来年度の再計算期に当たっているわけでございまして、そういう意味におきましても、もうすでに事務局としてはおそらく準備をされていると思っておりますけれども、こうした検討を開始しながら、まあしかし、この検討を待つて給付を改善するというのは、先ほどのような低所得者に対する不利を生じますので、それは給付の改善はとりあえず応急的にそのように実施いたしまして、そして、できるだけ早急に財政の検討をはかるということが必要ではないであらうかというふうに思います。

ところで、その財政の問題でありますけれども、この年金制度の財政方式の問題につきましては、いろいろ議論がございまして、まあ皆さん方、私もこういう社会保障関係に関心を持っておられる研究者におきまして、相当、いろいろ議論があるところでございまして、各人各様でございまして、したがって、私の意見が一般的というよりは、むしろ少数意見かもしれないけれども、私は、やはり年金制度というものは、現在だけではなしに、将来にわたって維持するものでなければならぬ。しかも、給付の水準というものは、そのときどきの国民所得の水準あるいは一般的な生活水

準との関係におきまして給付水準を維持していくか、これを引き上げていく必要がある。そういう観点に立ちますと、現在時点において賦課方式ならばうんとその給付が改善できるはずだ、ということとで賦課方式で安易にやっていくということにつきましても、私は、日本の与えられた人口のありは経済的、資源的条件から考えまして、適切ではないというふうに考えております。

まあ長くなりますけれども、一例を申し上げますと、こういうことは、指標になるかどうかですが、まあ日本全体、農林年金ということではなしに、日本全体の指標として考えますと、六十五歳以上人口は大体いま七百五十万人。総人口は一億五千万人ですが、そのうち生産年齢人口、十五歳以上六十五歳未満人口のうち、労働市場に入ってくる人口、これは実際には六七〇〇〇〇〇人くらいでありまして、これを多目に見て七〇〇〇〇〇人。六十五歳以上の方でも現在三〇〇〇〇〇〇人の方が就業しておられますが、こういう人々が国民所得の形成に参加されまして、そこで、まあさらに老人問題、老人に対する所得保障という形で考えてみますと、百人働いている人間が大体十五人前後を養えばいいというのが現状であります。

しかしながら、五十年後におきましては、日本の総人口一億四千万。そういったしまして、高齢人口、六十五歳以上の人口が約二千四百〇〇〇人になるわけでありまして、その間に、生産年齢人口も若干縮小してまいりますので、その時点におきましては、いまだ同じ仮定におきまして、つまり生産年齢は七〇〇〇〇〇人、それから高齢人口のうちには三〇〇〇〇〇人が就業されるというふうに仮定いたしますと、それで百人で三十三人ないし三十四人を養わなければならない。しかし、二千四百万人の三〇〇〇〇〇〇人になりまして、大体現在の六十五歳以上人口全部が就業しなきゃならないという、そういう仮定に立つわけでありますから、とてもじゃありませんが、そういう高齢者雇用市場をつくり出すことが、はたして可能であるかどうか、非常に問題である。そういったしますと、ま

あ四十人くらい養わなければならないということも考えてみますと、そういうたいへんな状況にあるわけでありまして、したがって、それじや生産年齢人口をふやせばいいということにはなりません。で、狭小な国土の中で資源もない国で、これを養っていくかなければならないということになりますと、どうしても、そこでやはり長期的な観点に立つて年金財政を考える必要があるだろう。将来にいきまして、現在の若い人が年金受給者となりまして、自分たちには生存権があるんだから若いものが負担しろと言いましても、その時代における労働人口が、いまの年寄りは若いときに、われわれの負担分の三分の一しかしてこなかったではないか、そこであなた方と同じ比率で負担をするから、それでその生活を維持しろというようなことになりまして、給付水準が下がらざるを得ない。これは困ると思うわけであります。

したがって、やはり将来の世代が、そうした負担を進めるといふ根拠づくりが必要であらうというふうに思うわけであります。それはどうしたら可能か。まあいろいろ議論はあろうと思いますが、私、やはり現在程度のその修正積み立て方式を維持しまして、その積み立て金——これだつてまあなくなると、大抵昭和七十年ぐらいいは、なくなるんじゃないかというふうに思うわけであります。インフレがこう速いと、もつと早くなるかもしれない。ともかく、そうした積み立て金というものを、現在の国民、将来の国民に役立つような方向に、実質資産を、国民所得の中に残していくという形で活用していくことが必要であらう。農林年金なんかの場合におきましても、やはり現在、積み立て金の約半分は団体貸し付けでありまして、農林漁業団体のそうしたいろいろな施設、あるいはその農林漁業の振興のための必要な施設等に、これが投資されておるわけであります。こういうものが実質的に残っていきますならば、農林年金の経理上、それが減価いたしますと、しかし実質的な資産というものは、この農林漁業団体に関係する人、あ

るいは農業者に残るわけでありまして、そうした実質的な利益というものを、将来掛け金の形、あるいは税金の形で還元していくという意味におきまして意味があるかと思ひます。また、その農林年金の目的の一つは、組合員のために福祉に資する事業を行なうということになっておりますけれども、福祉をやるためには、やはり資金が必要であります。そういう資金、現在その積み立て金の約半分弱が、これが福祉貸し付けの資金となっておりますけれども、やはり賦課方式でやりますと、こういうふうな資金がなくなってくるということとございまして、そういう意味におきましても、現在程度の修正積み立て方式というのは、これは何としても維持していかなくてはならないんじゃないかというのが、私の財政方式に関する考え方でございます。

しかし、そういうふうな基本的な観点に立ちましても、そのほかに、農林漁業団体職員共済組合のその組合構成等を考え、または、その給付条件というものを考えてみますと、どうしても厚生年金よりは財源率が高くなるを得ない。高くなっている原因は、いろいろあるかと思ひますけれども、その支給開始年齢が五十五歳でございまして、厚生年金は一般に男子は六十歳でございまして、いうギャップがある。五歳の開きというものは数字の五歳だけではありませんが、人数の分布を考えると、かなり大きいものがあります。こういう点であるとか、あるいは給付のほうにおきまして、厚生年金は一応再評価はいたしておりますけれども、全期間、平均給付を使う。これに対して最終給付を使う。こういうふうな点がございまして、一がい、この財源率を比較しまして、そのままだこの農林年金の分が高いんだ、全部高いんだ、というわけにはまいりませんけれども、かりに、その厚生年金と全く同じ条件で、その農林年金で給付を行なうとしたとしても、おそらくこれは、厚生年金よりもまあ高くなるというところは十分にいままでの試算から考えられるわけでございまして、そういった点につきましては、国が、この

農林年金の存在というものを何とか維持しようというふうにお考えになるのであるならば、その点は別段のやはり考慮というものが与えられていいのではないかとこのように考えます。

農林年金の存在そのものにつきましては、いろいろ議論があるところをごさいます。本来はこうした公的年金制度は、一本の制度でやるべきだという議論もございしますが、私、少し学者らしくないと言われるかもしれませんが、私は、現実論に立ちまして考えてみますと、やはり農林漁業団体の職員の方が、この農林年金によって、現実的に厚生年金よりは有利な給付というものを期待している。そういう点についてのやはり期待権というものを侵害することなしに、これを維持するということが、この農林漁業団体に優秀な人材を確保するということであるならば、やはりその点についての考慮が与えられていいのではないかとこのように思うわけであります。したがって、厚生年金に對する国庫負担は二〇%、そうして、農林年金のほうにおきましては、これは一六%から一八%に上がったかと思いますが、このように点では、やはりその二〇%程度の国庫負担というのは与えられていいのではないであらうかというふうに思っております。

それからもう一つ、財政対策をいたしまして、これ私個人の意見ではございせん、年金財政研究会に参加した人々の一致した意見といえますが、まあまとまった意見といたしまして、私学共済等におきましては、この国庫負担のほかに、都道府県負担といたしまして、それからさらに都道府県の補助とございまして、私学振興財団からの補助というものがございまして、同じ民間の賃金俸給労働者を対象にいたします制度といたしまして農林年金、私学共済の二つがあるわけでございますが、農林年金はその点におきまして、その都道府県の援助、また、そうした私学振興財団にかかわるような団体の援助がない。このように、共済組合グループの中で一番掛け金の高いグループにとりまして、やはり相当な負担になっておる

わけでございますので、そういう点についてのいろいろの配慮というものが、あるいはそうした団体にかかわるものから補助と与えられるとかいうようなことが、やはり考えられてよろしいのではないかとこのように思うわけであります。

しかしながら、そのように、私、一応農林年金の存在というものを認め、そしてそのいろいろの援助というものの、国庫負担、都道府県援助、あるいは何らかの団体の援助というものを考えるわけでございますけれども、しかしながら、農林年金それ自体においてもこの財源率の引き下げに努力されるべきではないであらうかというふうに思っております。

まず給付面におきまして、いままでは、公務員にならった形で、まあどちらかといえますと、きわめて安易に共済として追隨してこられた。しかし、公務員の勤務実態というものと農林団体職員の勤務実態というものにつきましても、必ずしも同じではないであらう。また、社会保障という側面を強調されるならば、社会保障の側面において厚生年金は六十歳である。そうしますと、やはり支給開始年齢ということにおきまして、現在の五十五歳を六十歳に引き上げられるということが必要ではないか。また、これは組合員にとりましても、このごろのように平均寿命が延びている段階におきまして、五十五歳退職というのは非常にきついわけでございますから、やはり就業機会をできるだけ与えられるということは必要でございます。そして、そういう面の定年問題とかかね合いにおきまして、むしろ定年を延長し、そして掛け金増収をはかりながら、今度は、給付の節減という形で支給開始年齢の引き上げを考えられるべきではないかというふうに思うわけであります。

いろいろ問題があろうかと思ひますけれども、また長くなりましたし、もしまた疑問の点につきまして御質問いただきましたときに、思ひつきましたときに、後ほど発言の機会が与えられましたら申し上げさせていただきますと存じます。一応これで失礼させていただきますと思います。(拍手)

○委員長(初村瀧一郎君) ありがとうございます。

次に、一衆参考人にお願ひいたします。

○参考人(一衆雄雄君) 本日は、農林年金の受給者の一人としてお呼びいただいたとお話承っておりますが、この問題について、受給者の意見を聞いてやろうというふうなことは、私存じませんけれども、おそらくいままであまりなかつたんじゃないかと思うのです。そういう意味におきまして、非常にありがたい御配慮だと思つておるわけであります。

ただ、具体的な意見を申し上げるに当たりまして、一言前提としてのなを申し上げますと、御承知のとおり、年金制度は多種多様、たくさんに分かれておりますのが日本の現在の状態でございます。農林漁業団体についておつた者としまして、その従業員だけの年金制度が、農林、漁民、林業者とは別の形において行なわれております。ここで、私どもが意見主張を申し上げるに際して、この団体の構成員である農民、漁民、林業者と同じ立場において、共通の問題として申し上げられないことを非常に残念に思ひます。若干内心にくじたるものを覚えるを得ないでござい

ます。そういうように、今日の年金制度が、社会保障なのか、企業における労務対策の性格を持てているのか、というふうな点がはっきりしてないような今日の実情に對して、福祉国家の建設といひ、年金制度の拡充とか、金額を幾らにしようとか、金額の上で主張したり、こたえたりしております。けれども、そういうことの以前の問題として、年金制度は、社会保障の性格の年金制度であるかどうか、それは年金の中には、文化功労者に対する年金のように、功労者に対する年金もあつていいでしょう。しかし、一般にいわれている大衆の年金は、私は、社会保障としての年金の確立ということを早く確立しなきゃならぬんじゃないかと思ひます。そうしますと、それは所得比例のものかどうかというんじやなくって、それは

今日の憲法下において、健康にして文化的な生活を守るための最低必要の金額を、職業のいかんにかかわらず、勤務年限のいかんにかかわらず、大体において働けなくなつた六十歳から六十五歳、五十五歳から五十五歳、そういうものを基準にして定額のもの、国民平等に支給するということに、強制と国の補助を持っていくべきであつて、勤務年限に比例してどうか、やめるときに給付に對してどうかというものは、国家がそんなに補助しなくとも、それ相應に自分にも負担能力があるし、また使つてゐる側にも、それだけの負担能力があるわけですから、そういうやつは任意の制度にし、また、強制的な制度にしても、国の財政はそういうところへ投入していく必要はないんじゃないかと。今日の場合は、そういうふうなことができていなくって、所得比例部分だとか、定額部分とか、チャンポンになつて、それに対して、国が補助をしている。そういうところには私は、財政の使い方としてむだがあるのじやないか。また、制度がたぐさ分かれておる結果、ある制度によつて、二十年つとめて四十歳をこえて、あるいは四十四、五歳で二十年間の年金もらつて、そしてまた、別のところへ行つて二十年やれば、また年金がもらえる。六十一、三歳、六十四、五歳でもらえるというふうな、重複した年金を与える必要はないじやないか。そういうふうな、とかく何かといへば、財源がない、ないといひますけれども、そういうふうなむだな財源がいふん使われているじやないか。

また、制度が分立している結果、農林年金のほうに全国一本になつてゐるのはいいですけども、他の公務員団体とか、いろいろなものには、たくさん組織があつて、団体があつて、そこにどれだけの経費を使つてゐるか。そういうものも節約されるのではないか。また、分立してそれぞれ別々に掛け金を徴収してゐる、そのことのために、経費もずいぶんあるじやないかというふうなことがあつたので、私は、ほんとに専門的じやなくって、もっと常識的な、庶民的な、大衆

的なしろうととして考えますと、社会保障制度として確立するための財源も相当ある、繰出する財源もある、しかしおのずから財源には限度があり、ありますが、ありますけれども、社会保障の分野に関する限りは、乏しきを憂えず、ひとしからざるを憂える、という考えで貰うべきじゃないか。

いま自由主義あるいは資本主義とか言われるような世の中の体制でございませうけれども、そういう体制になればこそ、そこで働けなくなった老後の者を保障する施設が必要になってくる。その保障する施設の、社会保障の分野にまで、昔あった企業における労務政策的な制度をそのまま、国の施設に引き継いできている、というのが今日の姿じゃないか。そして、そこで当然、完全にも実行もできない積み立て方式に固執しながら、現実においては、修正積み立て方式にならざるを得ないというのが現状ではないでしょうか。それを部分的な、都合のいいところだけ取り上げて、そしていかにも賦課方式は危険な、先のことを考えない乱暴な意見のこのように言いますけれども、積み立て方式こそ危険なやり方であり、積み立て、現実がすぐでなくずれておるじやありませんか。

そして人口が、高齢者の数がふえて、働く人の数が少なくなる、そういう年齢構成は、そういう傾向は認めましょう。しかし、働く人が、いま五十五歳が定年だからといって五十五歳でやめて、何も働いていない人がそんなにあります。定年自体を六十歳にしなさいかね、六十五歳にしなさいかねということになる。高齢者の率がふえるということは事実だとしても、それと並行して老年者が働く、また、働かなければならないという、また働かざるという実態も出てきているわけですから、いずれを考えてみましても、この積み立て方式を固執して、そのことに伴っていろいろの制度が分立して、それに伴うむだな経費が使われておる。そういうことの結果、利益が——あえて利益だといえ、積み立て金の運用が財政投融資に使われるとか、あるいはいろいろその団体に、そしてそこで飯が食える職員ができるとか、そう

いうことを利益と言え、利益がもしもせんけれども。そういうことは、公然と言え、ことだらうかどうかというのを考えますと、どうも私は、今日の年金制度というものは、ほんとうに、いまたくさんの方々が言われており、また、諸外国の例等から見ても、賦課方式にし、そして職業のいかん、勤続年数のいかんを問わず一本にする。そして経費を節約して重複して支払う必要なんかないようにする、という方向へいくというのを、私は、ビジョンとして持つて、できる限りの努力をすべきじゃないか。

私は、このことをいまこの席で申し上げたて、いますぐに、この委員会を通していただける、そんなことはもちろんできなことですから、そんなことに時間を費やすべきではないと思ひますけれども、私は、ただ単に農林年金のことだけを考えて、それそれよかつたらしい、自分の立場だけよかつたらしいという、エゴイズムの考えて、ものを申す気になりませんことを前提として、そういう気持ちがありながら、その線に沿つた上でこの具体的な農林年金の改正を——私がいま前段として申し上げた思想の延長として、この具体的な年金制度について、農林年金についての御注文を申し上げたいと思つておるわけでございます。

こまかいことは、ふだんからも知りませんが、また、今回勉強するひまもありません。ただ、大筋の考え方についてだけ申し上げますと、とにかく何年度も年金制度が、農林年金制度が改正されたようでございます。そして、われわれ、私なんかも、何年度も金額が引き上げられてきていることは事実でございます。その引き上げ方が足らないとか何とかというこの前に、そういうこととばかりありませんで、一つの不均衡、すなわち、早くやめた、以前にやめた人ほど不利であつて、新しくやめたほど得たというふうなことも感じます。どうもそれは釈然としないんです。私自身は、これは私だけじゃなくて、古い人はみなさうだろうと思ひます。

たとえば、ちよつと資料を見ましたが、まあ、もうざつとくらべてみると、昭和四十年にやめて、見ますと、昭和四十九年十月が旧法時代、それから新法時代が五ヶ月とかなつておるんですね。まあほとんど全部が旧法の時代のものなんです。だから早いほうです、年金をもらつたのは。そして何年度も引き上げられて、現在六十二万九千八百という数字にきておるんですね。私は、昨日農林年金へ行って、二十年六月から——つとめたのは、そうじゃないんです。昭和五年からつとめていまして、十五年間は空白ですね。だけれども、そうじゃなくて、その私が二十年しか年金の対象になつていない。だから、その制度の変つたところのことまでは言いません。同じく二十年つとめて、いま二十年つとめてやめた人が、私と同じ俸給の、要するに、最高限度のところでは幾らになりまして、と言いましたら、八十九万三千三百三十四円になるといふんです。それが十月になる。また上がつて九十四万円になるそうなんです。大体三分の一の差があるんですね。ですから、それはいろいろ物価騰貴で修正してさうなつておる。なぜさうなるのか、詳しいことはわかりませんが、何かちよつと私が想像しますと、旧法時代は六十分の一、新法時代は百分の二、こういうふうな違いがある。それだけじゃ、しかしそんな大きな差は出てこない。何か、仮定標準給与というのを直してきているわけなんです。そこにも問題があるような気がするんです。

私から言いますと、これは公務員の給与でも、会社の給与でも、最高が幾ら、その次の人が幾らと、まあそれを号で二、三、四とつとつとつと、一号が最高で、二十号が最低とします。ペースアップすれば、それぞれ三割なら三割、まあ均一にいく。それは多少修正するにしても、平均三割なら三割にして、一号は幾ら、二号は幾らと、ずつとその号々に対して金額を変えていく。これは公務員の給与でも同じようなわけなんです。そうだとすると、前に一号で掛け金をかけておつた人は、今

日の一号を基準にすべきじゃないかと思うんです。それをさうしない、何か掛け算かなんかしで、さうなつていないらしい。その差が、いまのような三分の一の差になつておるじゃないかと思ひます。そういうことをしなければならぬ根拠がどこにあるか、その法律を変えた。そしていついつからやめた人には何か有利になる。前の人は不利だ。みんな前の人が不利だ。それは話が逆じゃないか。古い人は早く死ぬんで、あらとで修正する機会が、チャンスが少ないわけなんです。若い人は、修正するチャンスがあるわけなんです。まあほんとうに、古いほうの人を優遇しなければならぬのを、それを若いほうの人を優遇するという関係になつておる。

いま例をあげましたが、二十年つとめて——大卒出で二十二歳でつとめて、そして四十四になつてもらうんですね。それで若年停止で何割か引かれますけれども、四十二、三から二十年つとめて、六十二、三でまたもらへる。これは二重にもらえるわけなんです。そういうことで、何かというと、財源がない、ないとおつしやいますけれども、財源関係からいへば逆なんです。古い人は余命が少ししかないわけなんです。同じ二十年でも、いま私が例にとつた、六十二万円の私の余命と、二十二歳で就職していまやめる人の余命は十年違つたわけなんです。その人たちの給付期間は長いわけなんです。ですから、財源関係からいいますと、それは逆にならなければならぬ。ですから、こういう点について全くいままでのやり方は、話が逆になつておると思ひます。そういう意味におきまして、ぜひとも、少なくとも、古い早くやめた人もあとでやめた人も、一号給もらつておつた人は一号、これは、軍人だととて言へば、大將は、昔やめた大將もいまやめた大將も、それは同じ年金をもらへるよ、ということに変わらなければならぬ。それも本年度は、この国会では私はどうかと思ひますけれども、しかしそれは、少なくとも次の国会でそういうふうにお願ひしなければならぬことじゃないかと思ひます。これは、どうもそ

この秘密という問題は、仮定標準給与というものを、もとのやつに何%かけるなどというやり方で操作しているようだが、そんなことをする必要はない。一号、二号、三号として、それに当てはめていけばいいので、初め三号の人はいま二号にする、やめたとき三号であった人はいまの二号にすると、そういう標準仮定給与にすればいいと思うんですよ。

それと同じ関係でございしますが、このスライドによって訂正していく、金額を増額していくというこの実施期間です。これはいまのように、過去のものをおとからするなんというんじやおかしいんであつて、たとえばいまきめられるやつは、去年の古いベースアップを基準にして、そうしていまきめられて、この十月から実施されるということになる。それなんかも一年半おくれることになるんです、実際の物価騰貴と比べて。それはやはり、そういうことはむずかしいことじやなくって、やろうと思えば簡単にできるわけです。

国家公務員の給与は、ことしの春闘相場を見て、そうして人事院が勧告出して、そうしてことしの夏なり秋にきめて、四月にさかのぼってやるから、民間と比べて劣らないように、おくれないうちにできているんです。それを年金が、去年の春闘相場を、いま御審議のところにきて、そうしてことしの十月からやるということは一年半おくれる。ですから、一年半はおくても直すんだからいいよと言われましても、それは、給与に対してはおくれるというところは、それだけ安いということなんです。一つの会社でも、大企業と小企業とは待遇は違つて、五年たてば、三年たてば、小企業でも、三年前の大企業並みの賃金を払っているんです。だから、いつも、一年であらうが二年であらうが、おくられているということが、事実上低いということになるわけです。ですから、年金制度におきましても、スライド制を実施する以上は、半年でも一年でもおくられてはこれは修正したことになるんですよ。ですから、やつぱり、公務員と同じように、一年半取り返していま

のやつはことしの四月、それでもまだ一年おくれるから、とにかくある期間に、二年分をきめて、そうして実行するということにしませんと、この点はもうスライド制が、時期がおくれれば、そのスライド制の意味をなさないとこと。だからそういうことは、財源があるとかないとかじやなくって、スライド制をするという考えに對して、その時期がおくれるくらいはいじやないかと、うんじやなくて、時期がおくれるということにはスライド制が完全に行なわれないことだということに御理解を、その点をお願いせにやならぬと思ひます。ですから、これは公務員に準すべきじやないかと思ひます。

それから最後に一つ、農林年金につきましても、共済組合の組合員は退職すれば、そして受給者になれば共済組合の組合員たる資格がなくなるんです。けど、こういうこともなぜ必要であるかどうかというんです。話は逆じやないかと、二十年間忠実に規定どおり掛け込んだ人こそ発言権を持つべきであつて、まだ入ったばかりで、一月か二月か掛けない人が発言権を持つということは、矛盾もきわめてはなはだしいことじやないかと思ひます。このことは、これこそ財源要らないのですから、これこそ私は参議院で御決議願つて、これも衆議院で済んでおればめんどくさいから、いまから間に合わないから、せめて来年から。ことしは、附帯決議ぐらいにしておいていただいて、来年から。これは、いかに大蔵省といえども、文句ないんじやないかと思ひます。これは単に空理空論ではなくて、たとえば福祉施設で金を貸すといつても、組合員じやないや賃金で資金の貸し出しはみんなあるんですよ。それからいろいろな宿舎とかクラブ等をみんな各地に持っていますね、福祉施設を。あれなんかも、規則からいいますと、受給者は利用する資格がないんですよ。便宜、組合員に準じてやつてもらっている。それなんか逆である。現役の人は、みんなそれぞれ厚生施設を持つていっているんですよ。やめたら

その厚生施設が利用できなくなる。この福祉施設なんというところ受給者本位に考えなきゃならない、そういうことがある。

ですから、私、考えてみますと、さっき申し上げましたように、古い先聲を、意識的にじやないが、結果から見れば、そういうような不つり合いなことができておるといことは、やはり農林年金組合に受給者が発言権を持つておらないということとも関係があると思ひますので、ぜひこの点は、金は要らないですから、運営からいつても非常にいいと思ひます。実際問題として私たちが現役につとめておりますときには、あまり大きなことは言えないのです。私どもが、現役時代にいま申し上げるようなことを申し上げたりつばなんですけれども、その時分は年金のことなんて眼中になつたわけですよ、実際は。ほんとうは、一部の人のまかせつきりであつたわけですから、いまになつて同僚のことを見ますと、非常にそういう点で私ども、現役時代の責任を感じていようなわけでございします。どうぞよろしく願ひいたします。(拍手)

○委員長(初村謙一郎君) ありがとうございます。それでは、参考人に対し質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○足鹿麗君 すわつたままで失礼さしていただきますと思ひます。先生方もすわつたままでけっこうです。

最初に、安藤先生に若干お尋ねをいたしますが、このたびの改正案につきましても具体的に御意見を承つたわけでありまして、さらに一歩突っ込んでお願いしたいわけですね。農林年金制度は、御承知のように、厚年から分離して今日に至つていけるわけなんです。したがつて、恩給とは全く関係がないわけでありまして、にもかかわらず、今度の改正で旧法については恩給に準じて改正が行なわれている。これを妥当とお考えでしょうか、その辺の御判断を最初に一つ——二つ三つ重ねて申し上げますから、時間の節約上、これが一点でございます。

第二の問題は、共済組合の各年金は、最低保障額が問題になつていいます。その計算の根拠は、厚生年金の計算上の最低額を適用しておるようですね。このために、退職年金では三十二万一千六百円、月額に直しますと、二万七千四百円足らずになるようですね。社会保障制度として、共済組合の最低保障としては、きょうび二万七千四百円じやとても問題にならぬと思ひます。そういう意味から、公的年金の最低保障額はどのようにきめるのが妥当であるか、という問題、私ども時間がなくてあまり深く勉強ができませんので、これは基本問題というんじやなくて、まず、これ二つ最初にお尋ねして、あと若干……

○参考人(安藤哲吉君) お答え申し上げます。

お答え申し上げます前に、私、先ほど申し上げたことに一葉先生のほうからだいぶ御批判があつたように私、承つたわけなんです、ちよつとそのことと関連いたしますので……

私もいろいろ自分の考え方とか、そういう自分の理想とするところは持つておりますけれども、現実を考慮しておるといふ、客観的に考えておるといふ、こういうことでございまして、まあこの国でもフラット年金というものを——そういう国民的コンセンサスがあるところでは、全く加入期間とか、あるいは拠出、掛け金の多寡にかかわらず、フラットな年金を支給しているという国もあるわけございまして、そういう国民的コンセンサスが成立するならば、わが国においてもそういう制度がとられてしかるべきであらう。ただ現実の問題といたしましては、どこの国でも、フラット年金では給付水準がどうしても低い。それで満足できなくて、その上に所得比例年金というのを設けておるわけございしますが、どこの国もやはりインフレーションという問題がございまして、個別の事業体の経済力というものは、経済変動によつて影響を受けますので、したがひまして、やはり所得比例年金も公的な年金として運営されておる、こういう事実があるわけでございます。したがひまして、なかなかわが国におきましても、

そういうものが一体となった制度が厚生年金なり共済組合としてあるのではないかとということで、私はそういう現実に立つて考えておるということ、を一つ申し上げておきます。そうして、ただいま御質問いただきました第二の点のほうから答え申し上げたいと思うわけでございまして、けれども、一体、農林年金というものがどういう性格を持っておるか、ということと関連するのではないかと。つまりよくいわれておりますことは、つまり農林年金の研究等に参加して事務当局、あるいはその関係団体の方から伺うところによりまして、やはり社会保障プラスアルファである、農林漁業の団体の、その職員の福利厚生というものを総合的に、全国的にこれをはかつていくという立場に立っている、こういうお考えのようでありまして、そうするならば、基本的にはやはり社会保障の部分が最低的には確保される必要があるのではないかと。そういったことを、ただいま申し上げた場合、社会保障とは何ぞや、ということになってまいりますけれども、社会保障年金ということでは、国で言うならば、やはりこれは、一般民間企業の賃金俸給生活者を対象にしております厚生年金ということになるのではないかと、いふふうに思うわけであります。

そうしますと、厚生年金におきましては、御承知のように、定額部分プラス報酬比例部分、そのどちらもこれは期間比例になっておりまして、したがって、報酬は御承知のとおり、最低月額二万円というのが標準報酬の最低でございまして、これを基準にしまして計算いたしますと、二十年から三十年の間で変わるわけでありまして、しかし、その部分は、これは完全に保障されるわけでございますから、したがって、共済組合のこの最低保障額と申しますのは、厚生年金で申しますならば、加入期間二十年、そうして平均標準報酬、つまり加入していた期間の全体の平均、これは再評価したものであることになりまして、これが二万円だと、こういう仮定で計算をいたしまして、さらに扶養家族が妻と、それから子供が半

人ですね、つまり〇・五人の子供がいる。こういう仮定ではじき出したものが、この共済組合の最低保障額でございまして、したがって、もし、その加入者が、三十年ということになりますと、厚生年金の社会保障年金としましては定額部分三万円、そして報酬比例部分六千円、そうして奥さんの分が二千四百円、子供半人分四百円加えますと大体四万円になるわけでありまして、それと、そうしますと、四万円の十二倍でございまして、四十八万円というものが三十年加入者の最低保障ということになるわけでございます。そういう点から考えてみますと、社会保障的な性格を厚生年金と関連させて考えるという考え方がいたしまして、こういう一番最低のところをつかまえて設定してあるということに、考え方としては問題が若干あるんじゃないかという気がいたします。

しかしながら、共済組合の場合には、今回の改正で最終俸給に近い退職前一年間俸給を使用するということになっておりますので、具体的にはじき出しますと、どういふことになりまして、私ちよつと計算しておりませんのでわかりませんが、しかし、厚生年金の三十年加入者の場合を農林年金加入者の三十年加入者が下回る場合もあり得るのではないかと。そういう場合にはやはり社会保障プラスアルファの年金制度としては、若干問題があるのではないかと、いふふうに考えます。

それから、立ち戻りまして、第一点の旧法についての問題でございまして、この農林年金が共済組合と共済組合と申すのは、これは農林年金ができた時点におきましては、民間対象として、私共共済組合があるだけだった。あとは公務員の関係と公共企業体だ。公共企業体とあるいは公務員の共済組合は、やはりこれは恩給を引き継いでおりますから、どうしてもそういう恩給とそれから昭和二十四年から始まってあります旧共済組合の長期給付、これを引き継いでおりますので、そういう規定というものを、やはり在職時代の掛け金の相違というものに準じて格差を取り

入れているようでありまして、それは共済組合という制度を採用したために、これをならつたのではないかと、いふふうに思うわけでありまして、だからといって、これが農林年金において現時点において妥当であるかどうかという問題とはこれは別個の問題であらうと思ひます。

ただ、しかしながら、その現実の問題といたしましては、この共済組合という名において公務員共済組合と同じように行動し、そして法律改正も全く各国会において同じように提出されている。こういう状況におきまして、この旧法を全く新法の取り扱いに直すということが、あとで農林年金にその不利を招かなければそれはよろしいかと思ひます。また、事実問題といたしまして、ちよつと数字を聞きまして、この旧法の適用を受けている方を直すのに、たいした人数もいらつしやらないと。二百人ぐらゐとか伺ひましたし、そういう意味では、これは農林年金が、共済組合という、共済組合一般という立場ではなくに、農林年金の独自性において、その組合員と団体が、それこそ先ほど言われた先輩の労を謝するといふような意味におきまして、これを改正されるということとは、あるいは恩給との関係をなすに可能ではないであらうかといふふうに思うわけでありまして、ただ、ほかの厚生年金と比べますと、厚生年金はどうしてもそのずうたいが大きいものですから、そして費用もかかるものですから、なかなか定期改正という形で自動スライド制という形にはなっておりません。

先ほどいろいろ共済年金にも、いわゆる年金改定の時間的おくれがあるという点を指摘されましたが、私も、何度かそういうことを、共済関係あるいは社会保障関係の雑誌に書いたことがあるんです、毎年これは改定がなされている。

厚生年金は、御承知のように、昭和二十九年にその新法ができて昭和四十年までほとんど改正がなかった。十一年間はたつたかしてありまして、そして四十四年にも一回改正があつて、それか

らだんだん幅が狭まってきてまして四十六年、四十八年となつてまいりましたけれども、やはり共済組合に比べますと、既裁定年金者の改正というのはかなり立ちおくれております。そしてそのタイムラグのこの保障というのが全くなされてない。

公務員年金のほうは、昭和四十四年の改正のときにも積み残し分を積み残した。それから四十五年からあとの改正におきましては、御承知のように、物価上昇分はまるまる保障する。そしてそれといふゆる職務給に相当する分、つまり公務員給与のベースアップ率マイナス物価の上昇率、これの六掛けの分とそれから物価上昇分を保障する。たとえば一〇%のベースアップがあつて、五%物価上昇だとしますと、五%はまるまる見ます。あとの一〇%マイナス五%、これの六掛け、つまり三%、先ほどの五%と合せて八%。これは年金改定を行なうという形で進んできたわけでありまして、昨年の改正によりましてこの一〇%まるまるを今度は改正する。しかも、前に八%しか改正しなくて二%残つていた。これは例でございまして、けれども、これも今年と来年でこれを埋めていくという、こういう形でありまして、厚生年金はそういうふうな考慮は全く払われていない。過去の分は全く切り捨てて。

そういう点が、恩給、共済年金に準じまして全く同じ取り扱いで農林年金において行なわれておるわけでありまして、そういう比較の意味におきましては、現在もらつていらつしやる方としては、非常に少なくして御不満がもたれませんが、厚生年金と比べれば有利な取り扱いである。だから、それでいいということではございせんが、それを新法に直すということが、今度、農林年金の改定が国会等に提案されたときに、その財政当局がどういふ反応を示してくるかというところが、懸念と言へば懸念ではないかといふふうに考えます。

たいへん長くなりましたが……。○足鹿君 ありがとうございます。専門の先

生です。結論だけ言いますが、第三点に伺いたいのは、退職一時金制度をどのように位置づけたらよろしいか、ということについて御見解をひとつ承ておきたいと思うのです。というのは、通算退職年金制度が充実してまいりまして、退職一時金制度が何か置き去りにされたようになつて、これはおかしいかと思つております。これが第三点です。それから、私はいままでもいつも考へておるのですが、年金制度は、組合員のだれにでも、すぐわかりやすいものでなければならぬと思つております。自分が、何はかけて、何はもらふのかさういふことが、よくわからないかと思つております。自分で計算ができる能力のある人はおそろくないと思つて、専門家に任せなさい。これは私はおかしいと思つて、いま先生も触れられましたが、先ほど来、厚生年金の場合には旧法と新法との区別がなく、全く新しい方式で年金額が計算されるようになった。共済のほうでは、制度にも新法と旧法と区別して、別々に計算を行なうというそういう体系がこういうことを招来しておるのではないかと。自分のことだから一生懸命調べたいといううということになりますけど、なかなかさうはいかない。何か、もう少し、この組合員が、自分ではじき出せば、大体この程度だと。こういうような単純な仕組みにすることが、私は、いいんじゃないかと常々思つておるんですが、何かいいお知恵がないものでしょうか。そういうことを伺つてみたいと思つて、理由は、先生も専門家でですからこれ以上申し上げません。

○参考人(安藤哲吉君) 最初二つの点をお尋ねいただいたと思つてございますが、まあ、全体としましては、第三番目のほうの退職一時金の位置づけの問題ではないかというふうに考へるわけでありまして、この退職一時金は、本来、年金のつかない方に、掛け金の割り戻しという形で設定されたものだといふふうに、いろいろの文献で承知しておるんですが、で、そういう時代におきましては、いわゆる通算年金制度ができる前に、おきましては、確かに年金のつく機会のない方に、全くそのまま放置するということとは、これは問題でございますので、そういうふうな退職一時金という制度の意味があつたかと思つてございまして、通算年金制度ができて、ともかくその労働年齢期間中就業していれば、年金はどこかでつく。こういうふうな形になつた現在におきましては、その社会保障的な部分としての退職一時金というのは、私、不要ではないか。ただ、共済組合が社会保障プラスその福利厚生と、福利厚生の中身が問題でありますけれども、労務管理的な意味も持つということでも考へるならば、各団体でやっておられる退職年金制度というものを、これに吸収し、そして退職一時金というものの支給率を上げるか、あるいはそれは各団体にまかせまして、退職一時金というのはこれはないと。つまり、共済組合の農林年金のその福利厚生の面というのは、年金給付の面において、その社会保障年金を上回るといふことに意義を見出すんだ、ということになりますならば、退職一時金というものが実質的に形骸化してしまつても、それはそれで一つ理由はあるんじゃないか。問題は、ですから、その退職一時金というものを、どのように農林漁業団体でお考へになり、農林年金に吸収するかいなか、そういう点ではないであらうかというふうな私なりに考へるんですが、この点ちよつと実情等は、よく承知いたしませんので、あまり確信を持つたお答えではございません。それから四番目の点は、たいへんむずかしい点でございます、これは経済が、掛け金と給付の関係が複雑ではないかというところは、もう御指摘のとおりで、私なんかもおそろく共済組合に入つたら、何だかわからないというふうな思つてございまして、問題は、やはり経済が非常に變動のあつて年金改定が行なわれている。しかも制度が複雑で、旧法、新法に分かれていて、こういうふうなことになるわけで、もうそれは御指摘のとおり財源が許すならば、これは新法の扱いに一本にしまして、そしてともかくその規定の計算どおりやれば、給付額としては一応わかるという形になるのがこれは一番望ましい。ただ、掛け金との関係と申しますと、これはその非常に何といひますか、経済が変動しておりますので、経済がいま静止しているという状態で考へてバランスをとれるように計算してあるのが、この農林年金の数理的、保険料というものでございまして、それでいけば、その追加費用といひますか、整理資源なんか必要ないわけでありまして、実際には、その掛け金、給料といひますのは、たとえばちよつとここにございせんが、こういう場合、グラフを書かしていただきますと、たとえ五歳のところの給料を三にしまして、五十五歳のところの給料を三にしまして、五十五歳と静態で考へますと、ずっと二十歳から、一から三にこつと上がつていくような形で掛け金をかけていきまして、最後の三に上がつた給料をもとにして、加入期間に相当する支給率をかけてこつと出ます。そしてその方が平均的に生きる年数を考へまして、そして掛け金と給付との関係が、バランスをとれるように計算してあるというのが数理的保険料。

ですから、経済が全く静態的で予定どおりにいきますならば、それで十分なはずであります。ところがベースアップがありますから、二十歳のときは確かに一だつたんですが、五十五歳のときにいったときには、三ではなしに、それこそ二十も四十もいつているというのが、現在のインフレーション過程であります。そうなりますと、掛け金は、たとえば一番最後の給料が三十ということであれば、一番静態の計算過程では、初任給が十でなきやならなかつたはずであります。十から三十に上がるという形で掛け金をかけていけば、これは給付をまかなえるはずでありますけれども、ところが一から出発して三十に上がつてきたわけですから、そのギャップの部分は、これは元利合計とも不足になってくる。こういう形でこれは収支の関係というのは、もう実際には個人的に計算します場合に、非常にむずかしい問題で、したがい

まして、給付のほうだけ確定できるような単純な制度になることは一番望ましいといふふうに、それは御指摘のとおりかと存じます。以上でございまして、足鹿君 最後に先生にもう一、二点伺つておきたいと思つておりますが、先ほどの御所見、この私学関係のお話がありましたが、全く同感で、もう何年も何年も、このことは国会で私、主張してきておる。去年は特に、この委員会でも、満場一致の附帯決議を冒頭につけてまして、それで私学は、都道府県補助をもらつた上に、さらにまた、財政調整のために、その私学振興財団からの受け入れもして、それは私学の一つの特殊な形態ですけれども、先生が先ほどおっしゃいましたように、国の補助とは別に、都道府県から千分の八相当のものが私学に出ているのなら、当然、農林漁業団体の職員に対しても私は当然出すべきだと思つて、この間も、農林省を呼んでその予算折衝の際の模様を聞いてみたんですが、全然、全く熱が上がつておらぬので、大臣折衝にまでよう上つておらぬ。局長段階でもうおつてしまつておるんですね。これではもうとても問題になりません。やはり附帯決議は与野党満場一致の提案であり、われわれの間違つた見解でなくして、先ほど先生から学者としてのお立場からも御主張になつた点で、非常に意を強うしたわけですね。きょうは、政府が一人も――まあ、山本次官が席にいて、耳を傾けていたで、私は、非常にこりつぱであり、ありがたいと思つておりますが、大体一番問題は、大蔵省関係が、こへ来ておらぬこととです。これから参考人を呼ぶときは、委員長ね、お話を聞くときには、実務担当者と呼んで、そして聞かしておかぬと、きき目がぬると思つて、す、せつかくのものが、今後はそういうふうなひとつ。おまえらだけ聞いておれ、議員だけ聞いておれ、といわねばかりの態度はけしからぬと思つて、この点については、後日、理事会ではかつていたでいて、そして、もう少し実務担当の中心に立

つ連中に、よく耳の穴をほじくって聞いておかせようとしたほうが私はいいと思う。これは余談ですけれども、まことに何か議員だけ聞いておれ、といわねばかりのような態度では、これは山本さんには、先ほど申し上げたように感謝しておりますから、さように部下にも御奨励を願いたいという思います。

それで、賦課方式の問題は、先ほどから出ておりますから省略いたしますが、農協労連やその他働いておる労働者のほうから、先生、掛け金の負担割合で相当の意見が出てきておるんです。それで、これをつくったところは、やっぱりまだ農林漁業団体といえども、なかなか基盤が弱かった。このころは大きく合併しておりました。事業実績も相当伸びておりますので、組合側、いわゆる団体側で持つべきでないか、中には七三ぐらいにせいという意見も出ておるのです。が、折半負担が妥当なのか。ある程度これはやっぱり社会保障的な方向の性格を強くしていくことが方向として正しいとするならば、やっぱり無提出制度のものにも切りかえがなかなか容易でないとするならば、私は、ある程度これは折半負担は是正されなければならない段階にきておるのではないかと、こういうふうにも思えるんですが、そういうことについてひとつ御所見を承って、先生に対する質問はこれで終わります。よろしくお願ひします。

○参考人(安藤哲吉君) 御質問といたしましては、いまの掛け金負担割合の問題ではないかと思うのでございますが、その前にお触れになりました都道府県補助の問題でございまして、これは、農林年金が私学共済との均衡において、という意味で私申し上げたわけでございまして、しかし、国民一般という立場から見ますと、まあ、かなりいろいろ問題がありまして、したがって、農林水産関係の方々の間では、御意見の一致がありましたとしても、一般の国民感情というものもやはりよく御考慮いただいて、妥当な線でお考えいただくのが適切ではないだろうか。こ

の点につきましては、全く研究者としての立場が、米価の引き上げあるいは鶏卵の生産制限というふうなことになるかと、一体、われわれが納めた税金がそんなにそちらのほうに流れるということについてどうだろうかという、こういう国民感情もございまして、これは、農林省並びに農業団体が常に国民福祉のために、日常生活のために相当の犠牲を払って貢献している。したがって、その面においてこういう補助が必要なんだと、こういう説得力がないと、やはり非常にこの関係のところでは満場一致を見まして、なかなかそういう点でむずかしい問題があるのではないかと、こういうふうに、これは一民間人として考えますので、そういう点ちよつとつけ加えさせていただきます。

それから御質問の掛け金負担割合の問題であります。これは長期的な問題と短期的な問題というふうに分けることができるのではないかと。つまりILOの労働費用分類等を見ますと、いわゆる労働報酬といふものは、かなり包括的なものでございまして、その賃金・俸給のほかに、いろいろのフリンジ・ベネフィットということばが最近使われておりますが、つまり賃金・俸給の周辺にある給与でございまして、その中に有給休暇とか、あるいはいろいろの福利厚生費なんかが入っておりますが、その中に事業主負担の社会保障掛け金あるいは事業主負担の任意的な社会保障掛け金、こういうふうなものややはりその中に入っておるわけでありまして、したがって、それが全体が労働報酬なんだ。ですから、何と申しますか、一回賃金という形で渡しまして、その中から出させるか、あるいはもうあらかじめ社会保障拠出金のうち、何割かをこの賃金から取りまして、そいつを国なりあるいは社会保障を運営している団体に納めさせるか、こういうふうな相違ではないか。したがって、労働組合それ自体が全体としての報酬に関心を持つようになるならば、どういふ支出、拠出の形態がいいのか、こ

いうふうな問題になってくるのではないだろうか。

ただ、伝統的に、わが国におきましては、ドイツの社会保険を移入いたしまして、その折半負担というものが一応支配的な形態になっておりますけれども、国によりましては必ずしも折半負担ではない。しかしながら、それを、私、長期的な全体的な観点から見ますと、別に、国庫負担でありまして、その金は国民の税金から出ているわけなんです。その金から、そういう意味で、どういふ拠出形態が制度的な観点に立つて望ましいかという、こういう考え方はないだろうか。そういたしますと、これは働く者の側に立てば、私なんか、これはちよつと労働団体と反対の主張なんですけれども、一般に言っておられること。労働団体が主張されておるところは、むしろ、事業主が全部負担する、あるいは事業主と国が負担する、こういうふうな御見解でございまして、私が考えますのは、国が負担するといつたてわれわれの納めている税金である。事業主が負担するといつたて賃金のうちから、それは利潤から負担するものじゃないか。それは賃金だ。それと申しますのは、一回賃金でもらって全部出して、そして発言権を労働者は持つたほうがいいんだ、こういう主張もできるわけでございますね。

それから、逆に考えれば、これはどうせ労務費なんだけれども、全部事業主が負担することに、これは恩恵的な色彩をこれに付与することとができるんだと言われるならば、事業主の方が、一般に折半だといふふうな固執されないで、全部お持ちになったらいかがかというふうにも私は、ちよつとあまのじゃく的に思うわけであります。が、実際上は私は、これは賃金である、広い意味の賃金だといふふうな理解しております。したがって、どういふ負担形式がいいかということ、これは何と申しますか、労使関係の何と申しますか、安定、そして産業平和の維持ということで考えますと、そういう一方的な労働者全額負担、経

営者全額負担ということではなしに、やはり、この中間的な負担割合ということに落ちつかざるを得ない。そこで、それが実際に農林年金の中におきまして、また厚生年金の適用事業においても、そうでございまして、団体交渉力の強い、あるいは事業主がその従業員の福利厚生に強い関心を持っている企業では、法律上は折半でありまけれども、事実上は半分以上を事業主が負担しております。

そういう形になりますと、団体の支払い能力の差異というのできてくるわけでございまして、その点、まあ、問題でございまして、これを七三にしました場合に、確かに、短期的には負担というものは事業主に重くかかり、そうしまして被保険者側あるいは組合員側の負担は軽減いたしますけれども、いまのようにインフレーション過程で、ベースアップのところでその点が押えられてきますと、結果的にはそう変わらないものになってくるんじゃないか。そういう面では、私は、あまり、この割合を七三にしまして、それが、一体、どれだけの実際的な効果を将来に持つていくんだらうかという点におきましてはちよつとわからないわけでございます。短期的な効果としては確かにあるというところは考えられると思ひますが、ただ、そのために自分たちは三割の発言権しかないというふうな、まあそんな考えはないでしようけれども、しかし、そういうふうなことをちよつと代議員会等におきまして、これが半数ずつの構成ということであれば、やはり、財源面においても大体半々というのが妥当じゃないかなあというふうな気が私はいたしております。

お答えが長くなりまして申しわけございませう。以上でございませう。

○足鹿登君 たいへん自由な立場から思い切った御発言を聞いて私も非常に得るところが多かったと思ひますが、一楽さん、先ほどあなたが述べられたことで、大体私どもが聞きたいと思つたことは言われたように思うんですが、まだ言い足りない、もうちよつと受給者代表として言ひ

たいと——私は、あなたはまだあるんじゃないかという気がするんですが、あつたら、この際、ひとつ、ぶちまけて、洗いざらい出してもらふことがいいと思うんですが、いかがですか。

○参考人(一 桑原雄吉) 大体申し上げたつもりですが、おわかりいただけたかどうか——言ひ方が、ことが非常にまずいものですから。いま申し上げたように思っております。

要は、繰り返しますが、社会保障的なものに徹するビジョンを持っていただいて、それに可及的すみやかに近づくようにやっていただきたい。農林水産委員会として、私は、むしろ国会議員として国政全体についての態度もあわせて持つて、現実問題として、私がそう言つたつて、いまの、この国会でどうなるものでもないで、せいぜい附帯決議に置いて、来年でもやってくれ、こういう事務的なことしかできないわけでは、すけれども、やはりそうしなせんと、何かめんどくさいんじゃないかというやうな——あえてめんどくさいことにしているんじゃないか。私が言いますように、国民の一定の最低生活といふか、そういうものをひとしくみんなに均てんさすというところに、国の財政なり強権は発動すべきであつて、そしてそれ以上の、わしは月給が、どうの、このと、それだけじゃ生活できないから——いわゆる所得比例部分的なものなんかは、そんなに国の財政負担までしなくてもいろいろの方法でやればいゝんじゃないか。その区別をはっきりしない、それをチャンポンにしておることに、いわばむだな国費も使つておるし、制度もいたずらにめんどくさくしておるし、そして賦課方式とか、積み立て方式とかというところになっている。いま私が申し上げました、国があまり関与しなくてもいいというほうは、これは積み立て方式になるのは当然です。

しかし、国が、老後の人の生活を保障するといふものは、後代負担が当然のことなんです。それが常識なんです。それが将来負担をどうするか——われわれが二十年、三十年働いて死んだか

らといつて、われわれが働いたものはみんな残していくのですから、あとの人にはみんなそれで利益するじゃないですか。この国会議事堂だつて、つくつたのは、いま働いてゐる人じゃなくて、ばくらの代に、二十年前にそのときの税金でつくつた国会、それをいまの人はみな御利用になつてゐる。ですから、この後代の者が、先代の者を養つて、負担をする、これは当然のことなんです。一軒のうちに、これだつて同じなんです。子供が親を扶養するといふのは同じです。そして、子供の月給が上がつたから、子供の月給が三割上がったから、おとうさんに対する小づかいが三割上がったことあるのだから、一年半後だとか、こんなばかなことあります。今月から月給が三割上がったか、おとうさんに対する小づかいが三割上がったか、というのが当然じゃないですか。もう少し皆さんが——私は、事務屋ベースだとか、学者ベース、それは必要ですよ。それを前提として、常識的な、公正なものをとつて、事務的な技術的なものを、技術的なものをとつて、事務的な技術的なものを打ち立てていかなければならぬ。どうも専門学者のベース、お役所の事務当局のベースから、国会の機能がどうも不十分に発揮されてゐないといふことを私は痛切に感じ上げてゐる、ひとつ大いに国会議員の皆さんが、立法院たるの自覚はもちろなお持ちですけれども、その機能をもつと強く発揮していただきたいことを切にお願いいたします。

どうも抽象的なことで申しわけありませんけれども。

○塚田大願君 私は一楽さんに一つだけ伺ひたいのですが、実はここに一冊の報告書があるのですが、これは昨年の八月、農林年金中央共闘会議、農林年金労働組合で出されました「農林年金受給者の生活実態」という報告書がございまして、これを見ましてちよつとわからないところがあるので、知恵を聞かしていただきたいと思つてゐる。実はこれを見ますと、年金受給者の就業状態といふものがまず一つございまして、この就業状態と

いふものを見ますと、働いてゐる、つまり受給者で働いてゐるとおっしゃつてゐる方が六一・三％あるんですね。たいへん私は高い比率だと思つております。年金を受けてなお六一・三％以上の方が働かなければならない、これは、ここに一つ問題があるわけですが、ところがその就業率、年金額別、就業率といふものが次にあります。それを見ますと、これがまた非常にふしぎなことに、年金額の低いほうに就業率が低いわけなんです。高いほうが高い、就業率が、たとえば十五万円以下の年金の方が四九・五％、七十二万円以上の方が九〇％、どうもこれを見ますと不可解だと思つた。といふのは、年金額の低い方のほうがむしろ就職が必要なんです。また、それが保障されるようでないわけばいかぬ。ところが、七十二万円以上の方が九〇％で十五万円以下の方が四九・五％、どうもよくわからないのですが、なぜこういうふうになるのか、その辺の、私も、私にはちよつと理解が、常識的には理解がつかないのですが、なぜこういう結果になるのかという点について御所見がありましたら、ひとつ聞かしていただきたいと思つてゐる。

○委員長(初村瀧一郎君) 時間の関係がありますので、簡明にひとつ。

○参考人(一 桑原雄吉) 調査をしておりますので全く想像でございませぬけれども、年金の少ない人は働く必要がないからでなくして、必要はその人たちが多いのです。しかし、働き口がそういう人は得られにくいといふことじゃないかと思ひます。そして私の想像では、この傾向は農林年金受給者だけでなく、厚生年金やその他の年金受給者という現象があらわれているのじゃないかといふことを感じております。要するに、幹部になればまた転職の先があるけれども、下のほうの人は、そういう状況というのが一般的なんじゃないかと思ひます。

○委員長(初村瀧一郎君) 速記を起こして。それでは引き続き農業者年金基金法の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案、以上二案を一括して議題とし質疑を行います。

○委員(長平君) それじゃ、私は最初に、農業者年金制度の問題についてまずお聞きをしてみたいと思ひます。

この農業者年金制度ができてからもうまだ日が浅いわけでありましてけれども、このたびの改正案が出されたわけなんです。この改正案は、主として公的年金の額がそれぞれ引き上げられてきた、それに対する均衡をはかる、こういうようなことから、全体的に改正というものが出されたような印象を受けるのであります。けれども、もつとも根本的にこの問題について検討する必要はなかつたのかどうか、その点、過去の、農業者年金制度設立以来今日の経緯を踏まえたか。この点、まず、政務次官にお伺ひをいたしたいと思ひます。

○政府委員(山本茂一郎君) 農業者年金制度は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付等を行なうことによつて、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上に資することを目的として昭和四十六年一月に発足したものであります。これは御承知のとおりであります。農業者年金制度はこのような発足以来三年を経過いたしました。昭和五十一年一月からは経営移譲年金の給付が開始されようとしてゐるところであります。昨、厚生年金保険をはじめとして公的年金各制度の改善が行なわれたこともあり、本制

度についても年金給付の水準の引き上げ等が必要となつてゐるほか、本制度の実施過程において改善を要すべき問題も出てきておりますので、これらを踏まえまして本制度の改正を行なうこととしたわけでございます。

○工藤良平君 この農業者年金制度の設立というのが、国民皆年金制を実現したいということから国民年金制度ができたわけですね。ところが、この国民年金制度でまいりますと、これは、きわめて低い年金制度のように私は感ずるわけでありまして。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君着席〕

したがって、本制度の設立というものが、少なくとも他の公的年金、いわゆる国家公務員、地方公務員をはじめとしたしまして、他の公的年金制度にやはりできるだけ近づいていくという、本来の年金の任務を持つと同時に、さらに、いま政務次官からお話がありましたように、農業生産者になつて優秀な手を確認する。こういうような一つの任務を新たに持たせるといふ意味から本制度が設立されたとは私は理解をするわけですね。本法案の設立の際に、私はこの論議に参加をいたしておりました。いままでの経緯をずっとたどつてみると、そのようなことが目的として出てきておるようでありますが、そのようなことであるとするならば、なおさらのこと、今回のこの改正案というものでその目的を達成することができるといふ気がいたします。その点についてはもう少しひとつ、これは局長のほうがいかがもわかりませんけれども、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(大山一生君) この年金制度が発足いたしましたときに、いろいろと研究会あるいは審議会等におきまして御意見を賜つて、この原案ができたわけでございます。この年金ができました際に、国民年金審議会におきまして、農業者年金制度の骨子というものができてゐるわけでございますが、その骨子によりまして、給付水準といふ

のは、年金財政との関連できめられることにならうけれども、この制度を効果あらしめるためには、厚生年金程度の水準にする必要がある。具体的に言うならば、当然加入の対象となります。農業経営者の農業所得を基礎といたしまして、厚生年金の例によつて算定されたものが基礎となるであろう。こういうふうなことで、いわば厚生年金並みの水準といふことが一つの基準としてあつたような次第でございます。

そういうことを背景といたし、そしてまた、先ほど先生が言われ、また政務次官からも御答弁申し上げましたような、いわば農業経営の近代化、農地保有の合理化、こういう問題との関連におきまして、いわば経営移譲というものを支給条件とする年金制度という組み立ての中において農業の合理化をはかつてまい。その合理化問題といふことは、いわば優秀な若い経営者を育成するとか、あるいは規模の拡大であるとかいふ問題が老齢年金と、老後の生活と密接に関連するといふことからも、不幸にして経営移譲ができなかつた方に対しても持ち出しの出ることにならぬようにといふような仕組みでこの制度ができてゐるわけでございます。

そこで、この制度につきましては、その後三年経過いたしました。そして三年間の間におきまして、いま政務次官が答へていただきましたように、他の公的年金制度の改善があつた、あるいは自動スライド制といふもの、スライド制の導入といふようなこともあつて、それで最近のような情勢の中におきましては、財政再計算期間の間におきましても実質的な給付の価値といふものを維持せねばならぬと、こういうようなことからスライド制を入れたわけでございます。

さらにまた、農業者の問題として大きな問題でございまして出かせぎといふ問題がございます。出かせぎにしますと、雇用者保険に入るといふようなことから国民年金の対象でなくなる。そういうことが逆に、したがつてまた農業者年金の資格がなくなる。こういうことになつてまいりますと、

出かせぎの実態というのが、いわば農閑期を利用して他に就業し、そしてまた農業をやつてまい。こういうふうなことからいいたしますならば、やはりそういうふうなことで資格がなくなるのは気の毒ではないか。それならば、そういう出かせぎ者に対する体制といふものもひとつ打ち立てなければならぬのではないだろうか、こういうふうなことがそれからまた、農家の方々からの希望のございまして前納割引制を入れてほしいといふような希望。それだけのそういったようないろいろの御要求に応じまして、この改正をいたした次第でございます。

何と申しまして、四十六年一月に発足してまだ三年といふことでございまして、基本的な考え方、当初の考え方を維持しつつ、いま申し上げましたような、いままで出てまいりました実施の過程で改善を要する問題についても対応してまい。こういうふうなことでこの改正に及んでゐるわけでございます。

ただ、今後、将来の問題をいたしますならば、衆議院におきましてもいろいろと御提言もございしました。そういったような問題につきまして、場合によつては階層制の導入問題をどうするのとか、いろいろ問題はあります。これらの問題につきましては、今後さらに慎重にいろいろの専門家の御意見も聞く中で改善すべきものは改善してまいるといふ方向で、何ぶんにも長期にわたる、九十年、百年先のこともあるわけでございます。逐次改善すべきことは改善してまい。いふような方向で今後、対処してまいりたいといふふうな考えでゐるわけでございます。

○工藤良平君 いま局長のお話のように、確かに今回の改正の要点を見ましても、たとえばいまお話のように、スライド制とかあるは出かせぎに出た場合の期間につきましても、ただし、これはあくまでも資格取得のための期間算入の条件として認めるというふうなことで、まだこれを金額に認めるということにはなつていないようでありまうけれども、これは、従来からいたしますと、

部分的には確かに前進をした面があると私も評価をいたしたいと思つたわけですが。

ただ、問題は、なぜそれでは農業者年金制度としてつくつたその農業者年金制度が、これは厚生省にお伺いをいたしますけれども、国民年金制度といふのは、いまの公的年金の中では最低だと私は思ふんですけれども、その最低の線にどうにか水準を合わせるといふようなことで、一体農業政策としての後継者対策、規模拡大と、こういうような大みえを切つたいわゆる年金制度としての趣旨としては、非常に私は不満な点があるんでありますけれども、この点について厚生省にお伺いいたしますが、厚生省としては、他の公的年金に比較をいたしまして、国民年金が非常に低い。したがつて、これは何年かの計画のもとに、いわゆる他の公的年金に匹敵するような充実をはかつていくのかどうか、その見通しがありであるかどうか、まずその点からそれじやお聞きをしてみたいと思ひます。

○説明員(持永和見君) 国民年金の關係でございまして、実は昨年の国民年金制度の改正は、厚生年金制度の改正とあわせて御審議をお願いしたわけでございますが、この改正に関する国民年金の考え方でございますけれども、いわゆる厚生年金が、標準的な賃金労働者の人たちの賃金の六割程度の年金水準を確保する、こういう発想で厚生年金制度の給付水準をきめたわけでございます。が、その場合に、現実に出てくる平均的な受給者の新しく出てきます年金額が、およそ五万円と、こういうような計算がなされたわけでございます。したがつて、その五万円を踏まえまして、国民年金につきましても、国民年金は御承知のとおり、自営業者の方とか、農家の方とか、そういう方が入るわけでございますが、この場合には、夫婦二人で加入されるといふような実態もございまして、そういうものを踏まえまして、国民年金のいわゆる標準的な年金が、二十五年加入で大体年金額といふのを標準的な年金にいたしまして、その二十五年加入の方につきましては、

付加年金を含めて夫婦が月額五万円の水準という
ようなことで、国民年金の水準をレベルアップい
たしたわけでございます。現実には、従来はこれ
が二万円年金でございましたけれども、これを五
万円というふうなレベルアップしたわけでござい
ます。こういう意味で私どももいたしましては、
いわゆる一般被用者の人たちの年金水準、これは
厚生年金でございまして、その水準をにら
みながら常に国民年金についても必要な改正をし
ていくというようなことを考えておるわけでござ
います。

○工藤良平君 これは後ほど農林年金との関連の
中でお聞きをしたいと思いますけれども、
話が出てまいりましたから、また後ほどお伺
いをいたしますが、いまお話がありましたこれは、
他の年金の六割の確保ということでございま
す。ちよつとその点も少し……

○説明員(持永和見君) 六割と申し上げましたの
は、厚生年金の問題でございまして、厚生
年金につきましては、いわゆる現実の被用者と申
しますが、厚生年金の加入員。これがサラリーマ
ンでございまして、そういったサラリーマンの
人たちの平均的な賃金。平均的な賃金と申しま
す、これはボーナスなどを除いたいわゆる定期的
な賃金、これを厚生年金では標準報酬という形で
とらえております。その標準報酬という形でと
らえた全体の厚生年金の加入者の平均標準報酬
月額、この、現役労働者のそういった平均標準
報酬月額の六割程度を、新しく出てくる人の、こ
れから老齢年金を受けられる人たちの年金の水
準にしよう、こういうことでございまして、

○工藤良平君 私は、専門家がいないから、どう
もあんまり詳しくわからないんですけれども、厚
生年金の平均標準報酬の六割を年金として確保す
る、それに大体水準を合わせると、このようにい
まお話のようでありまして、そのように理
解してよろしいんですか。
○説明員(持永和見君) そういうことでございま

○工藤良平君 そういたしますと、いわゆるこの
厚生年金と、額におきましても大体同一水準にな
る。このように、それはまあ、言いかえれば、そ
ういうことになると思うんですけれども、そのよ
うに理解してよろしいうございまして、

○説明員(持永和見君) 私の説明がちよつと足り
ない点があったかと思いますが、一応厚生年金に
つきましては、いま申し上げましたような、そ
ういう目標を設定いたしまして、それで現実に出
てくる年金額を出すわけでございまして、その場
合に、平均的な標準報酬というものが、昨年の改正
の時点でおおよそ考えられましたのが大体八万円程
度でございまして、その六〇％ということで大体そ
の四万八千円ないし五万円と、こういうことが出
てくるわけなんです。したがって、その場合に、結
果として出てまいりました今度は五万円を目標に
置きまして、現実には厚生年金の年金額の算定方式
で算定いたしました場合の年金額、それが五万円
になるように厚生年金の年金額につきましては定
額部分というものと、それから報酬比例部分とい
うのがございまして、大体おおよそ半々ぐらいの割
りで年金額を構成されておりますが、それぞれの部
分について基礎となる数字を設定したと、こうい
うことでございまして、

もう少し具体的に申し上げますと、定額部分は
従来は一年について四百六十円掛けておりました
ものを、それを千円まで引き上げたということに
いたしました。それから報酬比例部分につきまし
ては、従来は過去の低い賃金の部分、低い標準報
酬の部分は、なまの数字のまま計算の基礎といた
しておりましたのを、過去の分につきましては再
評価いたしましたして、現実の経済実勢に合わせた再
評価をいたしまして、それに合わせて報酬比例部
分の引き上げをはかる。こういうことで両方、定
額部分と報酬比例部分のかき上げをいたしました
結果、新しく老齢年金を受け始める人たちの平均
加入期間が大体二十七年ということが全体とし
て、マクロ的に予想されましたので、そういう人
たちの平均標準報酬、その人たちが平均標準報酬

を受けている人が八万四千六百円というような算
定が出ました。その人たちの年金額が、奥さんに
対する加給分を含めると五万二千円になるわけ
です。そういうような計算をいたしました。こう
いうことでございまして、

○工藤良平君 それで、厚生年金と国民年金の関
係については大体わかりました。
そこで、私のさっきの質問もちよつとまずかつ
たんですけれども、それじゃそれ以外のたとえば
地方公務員の共済組合がございまして、国家公務
員の共済組合、それからそれぞれ公共企業体共済組
合というものがございまして、もちろんこれは掛け
金その他も違いますが、これらと比較をいたします
と、やはり現在の厚生年金というものは、きわめて
大きな格差があるように私は理解をしております
わけでありまして、これは具体的に何円ということ
は、ちよつとお示しをいたしたい。

○説明員(持永和見君) 具体的な数字はあとで申
し上げますけれども、考え方でございますけれども
も、各種共済、たとえば国家公務員共済組合を見
てみますと、国家公務員共済組合は、過去最終報
酬の三年平均でございまして、そういうものの
で年金額を計算いたしております。厚生年金のほ
うは先ほど申し上げましたように、全体の標準報
酬を平均いたしまして、全加入期間の標準報酬を平
均いたします。そういう関係で、従来はおっしゃ
るとおり、確かに相当格差がございましたけれども
も、実は先ほど申し上げたように、厚生年金にお
きても、実は過去の低い標準報酬をなまのまんま年
金額の計算に用いるのではなくて、現実の経済実勢
に合わせた形で再評価をいたしております。再評
価をする計算を今回、先般のあれで取り入れるこ
とになりましたので、そういう意味で申し上げま
す、今後はかなり格差は縮まるというふうに考
えております。

ただ、四十七年度の数字を、手元にございま
すので、申し上げますと、老齢年金でございますけ
れども、厚生年金が年額で十九万九千七百円でござ
います。これに對しまして、国家公務員共済組合
が四十五万九千円、それから地方公務員共済組合
が五十一万八千円、公企体共済が四十八万円、大
体こういう数字でございまして、ただこの数字はい
ま申し上げましたように、四十七年度でございま
すので、現実にはこれからは格差はかなり縮ま
っていくというふうなことを考えております。

○工藤良平君 いまお話がありましたので、私もこの
資料をどこからかいたしたので、それけれども、そ
れによると、いまお話しのように、厚生年金が四
十七年度十九万九千円に對して、一番高い地方公
務員の共済組合が五十一万八千円ということ、
たいへんな開きがあるわけですね。ですから、私
非常に問題として考えておりますのは、みんなに
やつぱりこの年金を、ということ、私は、発想
としては非常によかったです、それは正しいと思
います。そういうことをやらなきゃいかぬ。百姓に
も年金を、ということが実現をされてきた。しか
し、現実に見ると、これだけの開きがある。三分
の一です、以上のお開きがあるということから、
これをせむひとつ縮めていこうと、これは、厚生
省の考え方として厚生年金を改正し、国民年金も
改正をしていくということで、逐次それは縮ま
っていく。私は、本来の考え方として、実際に働
ているときに格差があり、おまけに年金をもら
うようになってまた格差があるというのでは、こ
れは私はいへん大きな問題である。もちろん年
金というのは掛け金をかけておられますから、そ
の格差というのは私は全く否定するわけじゃあり
ませんけれども、できるだけやつぱりその格差を
縮めて、少なくとも老後についてはある程度の格
差の縮小というものが、本来あるべき姿ではない
のかという私は疑問を持つものでありますから、
そういう意味でお尋ねを申し上げたわけであ
る。したがって、いまのお話のように、逐次これか
らのレベルというものがアップされてまいりまし
て、今回の改正になりました五万四千円というも
のの均衡を保っていくとするならば、国民年金と

いうものも、逐次年金らしいものになっていくと、まあこのように私は一応理解をいたします。もちろんこれは不満がいふありますけれども、一応そういう形で理解をしておきます。

そこで、これは今度は農林省のほうにお伺いをいたしますが、この中で特に移譲年金ですかね、六十歳から六十五歳までの分ですね。これは、国民年金と厚生年金の差ですね。国民年金の給付開始が六十五歳からで、厚生年金が六十歳でしたら、その間に五年ある。したがって、その五年をカバーするためにこの移譲年金をつけるんだと。それで大体厚生年金と、プラスして同じだと、このように私は理解をするわけでございますが、そうするとそれは計数的に計算をいたしますと、大体厚生年金と、六十歳から六十五歳までの間の部分についてはカバーできると、このように理解してよろしいわけでありませう。

○政府委員(大山一生君) いま厚生省から御説明がありました五万円年金の考え方、これがまあ、要するに平均いたしまして二十七年、こういうことで計算しているわけでございますが、農業者年金、これはまあ加入期間という問題がございます。農業者年金の場合に、二十七年加入したといたしまして、今度の改正で月額千七百六十円、こういうことに相なるわけでございますので、四万七千五百二十円と、こういう数字が出てまいるわけでございます。経営移譲年金の月額といたしまして、それで、先ほど申し上げました五万円年金といたしましての厚生年金、これは妻の分を除きますと四万九千円。こういうことでございますので、おむね厚年並みの水準に達していると、こういうふうにご考慮のわけでございます。

○工藤良平君 まあ大体、ほぼ六十歳から六十五歳までの分につきましては厚生年金と大体等しくなると、まあそれでやつの最低の線の確保はできると、このように私は理解をいたします。最低の線の確保はできる。ところが、この農業者年金の設立当時の四十三年、農民年金問題研究会の

提言にありますところの、さっき私が冒頭に政務次官にお尋ねをいたしました、優秀な経営担当者

の確保、あるいは経営の拡大のための経営移譲の促進、あるいは農業者の老後の保障と、こういうようなことを密接に関連をさせながら政策的に進めることによって、農地の流動化あるいは離農対策等との政策とも相まって日本の農業の中核的な農家をつくらうと。まあこのような趣旨のようないふことがうたわれて、これができたと思うんですけれども、結局、やつと最低のところに届いた、この制度をはめ込んでやつと最低のところに届いたと。こういうことで、それじゃあ、はたして所期の目的であった経営規模の拡大なりあるいは流動化ですね、中核農家の育成というものができまじうか。私は、どうもいまの農林省の統計を見ても、まあ、その中核農家というものが、統計をみても、だんだん減つていっているというふうな、統計をそういうふうに見ておられるんですけれども、この点については、間違ひなくこの目的に就いて、この年金をつくることによって、確実にそれは定着し、増加していくと、このように理解できますか。その点もひとつ数字で示していただきたい。

○政府委員(大山一生君) 先生の言われたいいわば中核的農家、こういうものの育成確保、これの手段といたしまして農業者年金というものの、その一翼をになうものであるというふうなわけにわれは理解しております。中核的農家というものの育成という点に申しまして中核的農家のない手の育成という点になります。これは各般の施策を要する問題があるというふうにご考慮のわけでございませう。たとえば現在行なっております総合施設資金等の農林金融の拡充でありますとか、あるいは経営技術の指導の強化、あるいはわれわれのほうでやっております農業団地の育成、二次構造改善事業、まあこういったようなこと。さらには生産基盤の整備でありますとか、各種農産物に対する価格安定対策、こういったような問題を総合的に実施して、にない手の育成をはからねばならぬだろうと、こういうふうにご考慮のわけでございませう。

また、今度農振法の改正というものも出しているゆえんのものも、まあこういうことを一つねらいとしてるわけでございませうが、そういう中におきまして、確かに先生の言われましたように、ま

自立経営農家といふことが、自立経営農家といふことにかりにしようと言ふならば、これは最近その戸数が減つていっている、たまたま四十七年等の場合においては相当落ち込んでいっているというふうなことがあるわけでございませうけれども、これの中心を見てまいりますと、確かに土地基盤型の農業において自立経営農家の率が落ちてくる、施設型のものにおいてはふえてくる。こういうふうな実態があるわけでございまして、われわれといたしましてはこういう事実にかんがみて、土地農業型における自立経営農家の育成あるいはこれを含みますいわゆる基幹的農業従事者といふことが、中核的にな

い手といふものの育成のためには、土地基盤、土地条件の整備でありますとか、先ほど申し上げましたような施策をさらに充実する中でこれらの問題に対処してまいらる。まあそういうふうなことであらうというふうにご考慮のわけでございませう。農業者年金につきましても、いままでの約二

万円というものが五万円になるわけでございませう。そういうふうな中において、これも五十一一年以降以降経営移譲年金というものの支給が開始される時期になってまいります。こういう意味におけるにない手の育成の一つの手段、有力な手段として機能するであらうというふうにご期待するわけでございませう。

成に強く寄与することを期待しているわけでございませう。

○工藤良平君 私は、これからの日本農業、いわゆる中核的な農家をつくって、それを農村に定着をさせる。それがやはり食糧を確保していく最大の当面の道だと私なりに考えているんですけれども、そういう意味では、いわゆる定着をしていく農家のために、年金制度を充実してやる。それは、よりプラスされたものを、これは自然条件に左右されていく、もちろんそれは農業共済の立場から保障はされてまいりますけれども、しかし全体的な所得の保障なんというものはあり得ないわけでありませう。これはやっぱり当然プラスアルファとしての何かをつけてやることによって、一方では農村に定着をさせる。こういう立場というもの

が基本的には必要ではないのかということですね、それが一つ。

それから、これは一括して私聞きますから、あわせてお答えいただきたいと思ひます。一方、その規模を拡大していくためには、ある程度これは問題になるかも知れないけれども、やっぱり農村の分化といふものはおのずからこれは避けて通るわけにはいかない。私はそう思うのです。率直に申し上げると。そのやり方にはもちろん問題があります。問題がありますけれども、しかし、農地を手放して都市労働者になろうという者に対しては、やはりそれなりのまた手だてをやらなければ農村の分解といふのは起こつてこない。その措置といふものが、この「目的」にありましたように、いわゆる経営移譲あるいは離農といふものに対する一つの手だてとしてこの離農年金というものを根本的に考えているのかどうか。六十歳から六十五歳までの厚生年金と国民年金との差をこれ埋めようというところで一応の均衡は保つた。それだけではこれは話にならないわけでありませう。土地を手放して都市労働者になるのかということ。土地を手放して都市労働者になる、これから厚生年金の対象になる。その厚生年金の対象になった方は、農村をあとにして、土地を手放して

残った方に提供していった。わしは都市労働者になる——いま五万四千金をもらうけれども、土地を手放したその年金というものがプラス幾ら来るから、おれは都市労働者になつていく、そして、あと残った方に、経営を大きく拡大をしていただけこうということになつていくと、日本農業の中核農家というのが私は、生まれてくると思うのですよ。そうじゃなければ、依然としてどんどん減つていつて、出かせぎからさらに減少傾向へといふのが、これは今後も絶えないのではないかと、思うのです。

その二つの面ですね、二つの面からの対策といふのはどうなつてゐるのか、ちよつと私も勉強不足でありますけれども、そこら辺をお聞きをしたいと思います。

○政府委員(大山一生君) 先生の言われます、農村の分化という問題に寄与するという角度における年金のあり方、こういう問題でございまして、年金をふやすということは、逆に言うところ、全部であるかどうかは別といたしまして、掛け金の増加という問題とこちらは関係になつてまい問題でございまして。

そこで、農業者年金の場合におきましては、これが先ほど来申し上げておりますような政策的目的を持った年金であるということにかなりがみまされて、他の年金に比べると著しくかなりの国庫負担率の増加というのをしているわけでございまして、改正前におきまして国庫負担率が四二・二%でございまして、今度改正いたしましてこれで四二・九%、約四三%の国庫負担率になつてゐるわけでございます。

ちなみに他の年金を見てまいりますと、厚年あたりが二〇%、あるいは国民年金の定額分が三分の一ですが、それから付加分が二五%、あと公務員共済等は一五%、私学共済等が一八%、こういうものに對比いたしますともかなりの高い負担になつてゐるわけでございます。したがって、掛け金に比すればかなり高額の国庫負担をする中におきまして年金額をふやしている、こういうふう

なことでございまして。

そこで、この年金ができた場合に、どの程度の経営移譲率が期待できるであろうか、こういうふうな問題でございましてけれども、これは当初この年金をつくりましたときに、たしか六十歳から六十五歳まで——もし数字が違つておりましたら訂正させていただきますと思いますが、過去の調査ではたしか三割であつたと思つております。それを三九・八%ですか、までするであらう、また上がるであらうという期待をもつてこれに当たつて、この年金に對処してゐるようなわけでございまして。そういうふうな、年金としましては現段階において可能な限りにおける高率負担といふような中で政策目的の達成に寄与してまいりたい、こういうふうなことを考へるわけでございまして。けれども、やはり何と申しまして、これだけでもつて先ほど申されました農村の分化といふことすべてである、すべての契機になるといふふうには考へておりません、先ほど来申し上げました諸般の施策の強化という中において對処してまいりたい、ということであらうといふふうに考へるわけでございまして。

○工藤良平君 局長のおっしゃる御答弁、そのとおりです。非常に聞こえはいいわけなんです、正直に言つてですね。諸般の政策と、それはもちろんそのとおりなんです。これ一つだけじゃいけない、諸般の政策と結合しなければきぬといふことはよくわかるんです。わかりますけれども、しかし、だれだつてやっぱり老後の保障といふものが一番心配になるわけなんです。ですから、全体的な年金も、五万四千金を最低として上げようといふことに出てきてゐるわけなんです。お互ひに公務員であり、私どもは政治家なんですけれども、やっぱり、何とか年金がつくまではなんといふことを一応考へるわけなんです。年金がついたら思い切つてやれるぞなんといふことをだれだつて考へるわけなんです。農業だつてそうなんです。だから、そこに何らかのプラスといふものが、ああおれたちはやっぱり優位なんだということになると、それ

れに対する責任といふものを持つ。もちろん中には、おれはもつたからもうやらないでいいんだといふような消極的な人もあるかも知れないけれども、しかし、お互ひに、身分の安定といふのがきちんとすると、それじゃ思い切つてひとつやろうかといふことで、経営の拡大等も、あるいは危険性があつたとしてもやっぱり大きく踏み出してゐるわけなんです。したがつて、そういうことが私は、全体的な政策の中で必要ではないのかといふことを実は常々考へてゐるわけなんです。そういう姿勢を出さないと、せっかくこの制度をつくつたとしても、対象に入つてゐる農家の皆さんが非常に心配で、これに入るかどうかといふことで問題になるわけでしょう。

当初の計画したこの農業者年金に一体どれくらいの加入率があるのか、目的ほど達していないとするならば、これはどこかに欠陥があるわけでありまして、その点はそれと結果的にはどうなつてゐますか。

○政府委員(大山一生君) 加入見込みの御質問でございましてけれども、われわれ年金被保険者調査を実施したわけでございます。それで、これは四十七年に実施したわけでございますが、農家は四十七年に実施したわけでございますが、農家戸数が五百三十万、正確に言う五百三十四万でございまして、その中で、いわば面積要件、任意加入といふことも入れますと、内地で言うところ三反以上なければいかぬと、まあこういう問題ございまして。そういうふうな面積要件、それから五十五歳未満といふような年齢要件、それから国民年金に加入してゐるかといふような国民年金加入要件、こういうふうな問題からとらえてまいりますと、加入資格者といたしましては、二百二十万といふ数字が出てきたわけでございます。その中で、いわば当然加入といふのが百三十二万、残りが任意加入、まあこういうふうなことに相なるわけでございます。で、現在のところ、四十八年十一月で百五十五千人の加入といふことでございまして、当然加入だけで見ると六六%の加入と、こういうことに相なつてゐるわけでございまして。

この年金のできたときに、これの末端業務、これは強制徴収といふようなことは別といたしまして、一般的な年金者の資格の認定でありますとか、あるいは年金の給付事務でありますとか、こういうふうな問題につきまして、農協なりあるいは農業委員会にこの事務を委託するわけでございまして。これらの事務の委託といふことに多少時間を食つたことは事実でございまして。そういう中におきまして、加入率がまだ先ほど来申し上げたような段階になつてゐるわけでございまして。しかし、現在におきましては、その種の末端事務組織といふものも整備されておりますので、現在のところ、当然加入者を中心といたしましてまず加入してもらふ、そして次いで任意加入者に及ぶ。こういうふうな方向で現在加入の促進をはかつてゐるわけでございまして。当然加入でございまして、強制的に入つてしまふとそれまででございましてけれども、この種のものといたしまして、かかる強制をもつてすべきではなくて、勧誘の中において当然加入すべきものは入つてもらふ。こういうふうな方向でございまして、結果、まだいま申し上げたような加入率にとどまつてゐるわけでございまして。今後さらにこの加入の促進をはかつてまいりたいといふふうに考へてゐるわけでございまして。

○工藤良平君 さつき掛け金の問題とかいろいろ話が飛び飛びに出ておるわけでありましてけれども、当初計画をした当然加入の百三十万といふものももちろん達成をされてゐないです。任意加入を含めて二百万といふ目標を立てたけれども、全体で、現在百五十万といふことでありますけれども、これはやはり当初の目的、たとえば最小限見ても当然加入の百三十万といふものを大体いつごろまでに達成をしようといふものか。あと二年で五年間、当初から大体五年間。あと二年ありますから、五年の間に全部これだけはやろうとか、任意加入を含めて何年間にやるとか、そういうような一つの目標設定といふものがあるわけでありまして。

○政府委員(大山一生君) 当然加入につきましては、五十年までには当然加入者全員に入つていただく。こういうふうなことでございまして、四十九年の予算といたしましては百六十五万という見方をしてゐるわけでございまして、任意加入を入れまして。

○工藤良平君 いずれもこれは当然加入の者さへも全体に入つていないということは、この制度というものの理解が、ほんとうにのび込んでいないのか、胸に落ちていないのか。あるいは、何だ、これはたいしたことはないかといふかといふように理解されているのか。これがきわめて有利なものであれば、おそらく農家の皆さんは、これからの経営上、安定的な経営を進めていくためにも加入しようといふことに私は、なるだろうと思ふんですけれども、一体それはどこに問題があるのか、その点はどうに分析しておりますか。

○政府委員(大山一生君) 先ほど農業者年金被保険者調査のことをちよつと申し上げました。四十七年時点におきまして当然加入資格者がなぜ加入していないかという調査をいたしております。その中で、四十五%が制度及び制度の内容を知らないという実態があつたわけでございまして、四十七年でございまして、末端組織もまだ十分できてなかつたという問題はあるわけでございまして。しかし、こういう事態を踏まえまして、その後、精力的にこの問題のPRというふうなことを続けてゐるわけでございまして。で、こういう制度を知らなかつた方々に対しまして、いわば掛け金の納付余裕期間というのが二年間ございまして、こういうことで知られた方々もさかのぼつて加入されるというかつこうにはなつておりますので、加入資格者といふかつこうで見ますと、かなり最初からたくさん入つてゐるようになつてゐるわけでございまして。調査自体として見た場合、四十七年段階では、まだ制度の内容が十分に知られてなかつたという点は非常に大きい問題だつたと思つております。それで、現在あらゆる手段を尽くしまして趣旨の徹底をはかつてゐるようになつて

でございまして、今度年金額の引き上げといううなことで、あるいは出かせぎ者に対する対策がでるといふようなことになつてまいることを背景といたしまして、この加入率の強化につとめてまいりたいといふふうに考へるわけでございまして。

○工藤良平君 先ほど私、二つの問題を一緒に出したものでありますから、私が答弁をついつかり聞き落としたのか、局長から答弁がなかつたのか、やはりこの離農して行く場合の制度の問題ですね。これは一時金としてやる、それについては今度額もまた二・二倍引き上げるといふことになつてゐますね。三十何万円が七十万円くらいになります。ですから、離農して行く人に対して一時金を面積に応じてやる。そういう制度があるんですけれども、私は、これについていまこの物価上昇のときに、たとえばわづか三十万もあつたからといふ、これは一時的にちよつと何かもあつたやうな気になりますけれども、私は非常にこれは不安があると思う。ですから、それは一時金で渡すのがいいのか、あるいは年金の中に組み入れて離農していく者については、生涯にわたつてプラスアルファとして厚生年金プラス幾ら、あるいは他の年金プラス幾らといふことでそれはもらへるといふことに当然すべきではないかと思ふのであります。それが、それはそういうことになつておれば、いいけれども、そういうことではないかといふけなさいではないか。それはもちろんスライド制が入り、そういうものが入つてまいりますから、ときどきに應じて物価の上昇率で上がつていくといふことになれば、私は非常に有意義ではないか。もちろん、それは一時金でもらう、あるいは生涯にわたつて年金としてでもらうといふ、その選択の自由といふものはどちらでもよろしいといふことになつていけば、かなり私は進んだ意味の、何と言いますか、経営規模の拡大といふやうなことがはかられていくのではないかと思ふのですが、そこら辺がどうなつてゐるのか。私も、この前から資料を一生懸命読んでゐるのですが、どうもつきり胸に落ちないものですから、そこをひとつお

聞きたいと思ひます。

○政府委員(大山一生君) 六十歳から六十四歳までの間の経営移譲年金でございまして、これは保険料納付済み期間五年という方でも申し上げますならば、現行月額八千円が一万七千六百円になるわけでございまして。

そこで、先生がもう一つ言われました離農給付金でございまして、これは、いわばこの制度ができましたときに、五十五歳以上の方、こういう方については、もう加入する資格がない。こういうふうな方々が、第三者に農地を、所有権の移転をする、あるいは使用収益権を設定するといふやうな方で、離農される場合に対しましては、これは一時金といふかつこうでお出しなすまい。これは、そのお出しなすまいといふのは、かりに五年加入しておれば、得たであろう金額から五年間に掛けたたであらう額との差額分に應ずるやうな額を一時金として支給いたしなすまい。それが、前の三十五万円が七十七万円になる。こういうことでございまして、あくまでも、この離農給付金といふものは、そういう意味の暫定的な措置といふかつこうでございまして、これはまあ一時金といふかつこうで出さざるを得ない問題であらう。こういうふうな思つております。それで、経営移譲年金につきましては二・二倍に引き上げまして、五年の場合に月額で一万七千六百円ずつ出ている、こういうことでございまして。

○工藤良平君 六十歳から六十五歳までの経営移譲年金といふのは、いわゆる国民年金と厚生年金との差が、いわゆる支給年限が一方は六十歳、一方は六十五歳ですね。この五年間の差があるから、その差額の分をこの経営移譲年金で差し上げなすまいといふことじゃないわけですか。たとえば、それは私がいま国民年金制度に入つてゐる。厚生年金に移つたといふ場合に、経営してございまして、移譲年金にも入つておつた。そうすると、それはあくまでもプラスアルファとして、生涯にわたつてもらえるのかどうかといふことなんです、私が聞きたいのは。だから、さつきからの説明

によると、六十歳から六十五歳までの間の差があるから、その分をこちらで埋めなすまいといふやうに聞かせるのですけれども、そうじゃなくて、移譲年金といふのは、その間に六十歳から六十五歳までの間に移譲した人については、これは生涯にわたつても年金をあげなすまい。それは国民年金であらうと、厚生年金であらうと、何年金であらうと、そちらに移つた場合には、全部生涯を通じて年金をあげなすまいといふことなのか、どうなのかといふことを聞いておるわけです。時限的なものなのかどうなのか。

○政府委員(大山一生君) 経営移譲年金の考へ方は、厚生年金の平均水準と国民年金の水準との差額といふことではございまして、ともかくにも六十五歳以降になつて経営を移譲するといふことではなくて、その経営移譲を早める中で、優秀な若い手、あるいは経営移譲の促進をはかりたい、こういう政策目的からこれができてゐるわけでございまして。したがって、先ほど言われました厚生年金と国民年金の差という理解が私によく理解できないわけでございまして、それは無関係の問題でございまして。

○工藤良平君 そうすると、もう少し明確に言つてください、いろいろ言わなくていいですか。私が厚生年金にいつた、国民年金よりも高い年金にいつた。いいですか、そういうことはあり得なすまい。私がある企業に就職をした。それで厚生年金に入つておつた。そうすると、その受給資格ができてきたらそれは受けられるわけですね。そのときに、私は農家を離れていくわけでありなすまいから、移譲年金の資格がもたらへると。こうなつたときに、厚生年金プラスいふ言つた移譲年金を、生涯にわたつてもらえるのかどうかといふことを言つてゐるわけです。それに明確に答えていただきたい、そういうことを言つてゐるのです。

○政府委員(大山一生君) 厚生年金に加入いたしますと国民年金の資格がなくなるわけでござい

○工藤良平君 はい、そうです。

○政府委員（大山一生君） したがって、両方から出るといふことは、要するに、年金通則法の関係で被用者年金に加入している期間が一定の資格に達すれば、それはその年金が出ます。ととも、こちらのほうの経営移譲が一定の年限に達しておれば、それもあわせて出るといふことであると思っております。

○工藤良平君 どうもまだ私、はっきりわからないうのですが、国民年金と厚生年金と両方入れないわけですね。結局は、国民年金か厚生年金かと、こうなるわけでしょうか。

（理事高橋雄之助君退席、委員長着席）

ですから、いま国民年金に入っておいて移譲年金も掛けている。その私が農業をあとにして出ていった。その場合に、今度出ていったら厚生年金に入らなかつた。そのうちに厚生年金の資格要件もできたというふうなことになる。この場合、この厚生の年金をもらいながら、いま言う移譲年金についてももらえなかつたかというのを私は言っているのです。そうすると、厚生年金よりも、移譲した分だけ厚生年金の受給者よりもプラスして私はもらえなかつたことである。これは非常に重要な問題です。……

○政府委員（大山一生君） 国民年金に入っていた方が厚生年金に入りますと、国民年金の資格を失うわけですね。

○工藤良平君 はい、そうです。

○政府委員（大山一生君） 国民年金の資格を失いますと農業者年金の加入資格を失うわけですね。したがって、農業者年金、まあ先生の言われる経営移譲年金——農業者年金の掛け金ということはあるわけですね。したがって、その被用者年金のほうの問題として出てまいりし、それから農業者年金のほうについては、その国民年金の資格を失ったときに一時金が出るというに、脱退一時金といいますが、脱退一時金

が出るというわけになるわけですね。したがって、両方が併用して支給されるということはないですね。

○工藤良平君 さつき参考人のお話してありますように、私も具体的に言うと、四十歳で農林省をやめたわけですね。軍隊の二年間がかりましたから年金がついたわけですね。いま、わずかでしょ。でも年間二十万になるかならないかです。そして、その後、私は厚生年金に入りました。いろいろやっているわけですね。途中で議員に出たりするものですね。入ったり、とぎれたりということになっていくんですね。だから、そういうことでは、いま言う四十までいて、あと二十年私は、厚生年金でそのまますといていいかというのなら、今後、将来そういうことはあまり得るわけですね。ところが、国民年金に入っておいた間に、いよいよ移譲年金に入っておいた。いずれも資格があつたわけですね。ところが、その後、私は厚生年金に、年をとってかわつた。その後、厚生年金の資格もできたという場合に、移譲年金もくれるのかどうか、ということなんです。それは、いま言う脱退一時金だけになるのか、ということになるのか。その点、ちよつとどうも私、わからないので、そこをお聞きしたいと思つた。こつちもわからない。聞きながら。

○説明員（持水見君） ちよつと私のほうから便宜をお答え申し上げますが、厚生年金の場合は厚生年金独自でそれぞれ支給要件がございます。それから経営移譲年金も経営移譲年金独自の支給要件がございます。したがって、先生の御例示のモデルがはたしてこれに該当するかどうかは別にいたしまして、かりに農業を先におやりになつておりました、それで経営移譲年金を受けられる最低の期間農業者年金に加入しておいて、経営移譲という支給要件を満たして経営移譲をされた。その後、今度は厚生年金に入られて、厚生年金でもそれなりの支給要件を満たしているという場合には、これはそれぞれ別に、要するに併給を制限する規定はございません。その場合には両方受けら

れるということはあるかと思ひます。

○工藤良平君 それではちよつとわかりました。それじゃ、このように理解をいたします。

したがってこれは局長ね、私とあなたがいまやりとりをしている間でも、非常にややこしくつてわからなくなるのですね。わからなくなるのです。ですから、農業の皆さんにしてみても——まあ、ばくもあんまり専門家じゃないからわからないんだらうと思つても、いま厚生省の専門の人が話をしたら私の胸に落ちたわけだ。なるほど。そうかと、こうなるわけね。ですから、あなた自身だつてなかなかわからないのに、さあ、農家の皆さんに、そう言つてみてもこれはわからない、一体どこが有利なのかどうなのかということも。

これはやっぱり懇切丁寧に、まああまり懇切丁寧にやるとかえつてわからなくなるから、単純にわかりやすく、これはこういうところがプラスなんだということをばつと出して、そしてやらなきゃ、せつかくある制度が生かされない、農業のためにも私はプラスにならないという気がするわけですね。ですから、そういう意味合いから、今度の改正にあつても、私はぜひひとつ、有利になつていくわけでありまして、それはひとつ皆さんによく徹底をしていただいて、この目的が五十年という目標ですから、五年間ばかりかと思ひます。措置を講じて、前にさかのぼつてということもできるわけでありまして、そういう便宜なこともやるわけでありまして、ぜひひとつその点については万全を期していただきたい、このように思ひます。

もつとたくさんやる予定だったんですが、私も実は帰る時間がだんだん迫つてきたものですから、これはもう私的なことで申しわけないんですけれども、どうもこれはたくさん問題があり過ぎてしようがないのですが、一応このくらいで、この問題についてはある程度問題を後日に残しながら、一応きょうはこの程度にしたいと思つたんですが、ただ、もう一つ聞きたいのは、この農業者年

金基金法の中に貸し付けの制度がありますね、貸し付けの制度。これは非常にこの三十年間、年利三分というところで農家に与りましては、これから非常に有利に生かしていくならば、経営規模拡大その他について私は、たいへんいい制度だと思つておるんです。これはあと農林公庫との関係も出てきますけれども、これは財源がどんどんふえていけば、やはり可能な限りこの制度を生かすという点から、現在どれくらいこの資金があつて、そのうちどれくらい貸し出しが行なわれているか。その需要はどうなつていくか、その点をちよつとお聞きしてみたいと思ひます。

○政府委員（大山一生君） 現在、農業者年金基金におきます積み立て金でございますけれども、これは四十八年三月現在で約三百億でございます。それで、その中におきまして、農業の近代化のために十分還元しようという衆参両院の附帯決議もございました。それからまた、財務会計省令のほうからいたしまして、農地の買入れ売り渡し、あるいは取得資金の融通、融資、こういうものに対しては貸し付け金は年金勘定の二割以内におさめねばならぬ。それから余裕金の運用というものは五分五厘を下回らないようにしなさいかぬ、こういうふうな中で、安全かつ効率的に運用しなさいやなぬというふうなことでございます。そこで、現在のところ運用しております農地の取得資金でございますが、たしか農地の売買勘定といたしまして四億、それから融資勘定として十三億、こういうふうな金が、いわば農地の一括取得あるいは売買の際の融資というふうなことで出ています。

この金の、いわば融資業務の運用のしかたでございますが、確かに有利でございます。ところが、一方、農地保有合理化法人というのもございます。この基金におきます資金の優遇という問題につきましても、この年金に加入者同士の間ということでございますし、そして華家離村という、原則といたしまして華家離村というふうな一括売買の場

合、こういうふうなことになるわけではございまして、そういう関係がいらしたしまして、この種のことの多い北海道でありまして九州、こういうところに、現在のところ、比較的集中して出ているというふうな事態でございまして、けれども、最近の傾向を見ますと、かなりこれの伸びは順調といえますが、よけい出るような傾向になつてきておりますので、先ほど申しました二割の範囲という制限はございまして、一方、安全かつ効率的な運用ということも踏まえながら、今後これに対処してまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○工藤良平君 この運用については、やはり私は、非常に有効な資金だと思ひますから、ぜひひとつ活用につきましても、さっきの加入と同時に、こういう有利な、加入すれば有利なものもあるのだというのをあわせて出して、かなり有効な手段として使えるのではないかとと思ひますから、その点申し上げておきたいと思ひます。

そこで、最後に、一応、農林漁業団体職員共済組合法のほうも、つばをつけておく必要があると思ひますから、審議に入つたということで、今度の改正の要点を簡単に説明をしていただきまして、特に私は標準給与の下限及び上限の引き上げのところ、——上限というのは、あまりどちらかといひますと、年金の場合には、私は、大きな問題じゃないと思ひますが、むしろ下限の問題、特に農林漁業団体職員共済組合の場合には、標準給与の下限が非常に低い。もちろんこれは給与が低いからということになるわけですが、この点は、さっき私が、国民年金と厚生年金その他の関係で厚生省にお聞きしましたけれども、やはり全体的に現職で働いているときも給与が低い、終つて年金をもらつたときも給与の関係で年金の査定がいきましますからやっぱり低い。一生涯低いというふうなことが、これはちよつとどうも私は不公平なような気がしてしょうがないし、したがつてこの下限の引き上げと同時に、これについて何らかのやはり助成の措置を講じて、下限を、でき

るだけ年金の下限というものを引き上げてやるというふうな措置というものは、やはり今後検討すべきではないか、という気がいたしますのでありますけれども、その点についてひとつ審議官のほうから御説明をいただきまして私は質問を終わりたいと思ひます。

○説明員(堀川春彦君) 今回の改正におきまして、先生御指摘のとおり、標準給与の下限を引き上げておるわけでございまして。かなり大幅な引き上げがありまして、五割の引き上げということに相なつております。

先生のおっしゃいますのは——こういうものを引き上げるといふことは給与の実態と多少離れてくるという面がございまして、低い給与の人がもつとそこまで上がつてくる。こういうことで気の毒な面もあるから、その点についても特別の何らかの施策が必要ではないか、というふうなお尋ねかと思ひますが、農林年金制度は、御承知のようになつて、拠出とその給付が対応するといふ関係になつておりますし、こういう保険のシステムを使つた一つの仕組みでございまして、全体につきまして事業主の負担、それから組合員の負担、それから国庫の助成、今後それ以外の何らかの助成の方途といふことも考えられるかと思ひますが、そういうものにつきまして一律的な考え方では処理をせざるを得ないという実態があるわけでございまして。

基本的には、給与の非常に下限以下の、標準給与の下限以下の方の給与が引き上がるようにといふことで、農協の体質を改善、強化し、そしてその経営基盤の強化によつて得られた余剰によりまして、そういう人たちの給与の改善がはかられるといふことが望ましい、という立場に立ちまして指導を続けてまいりたいというふうに考えております。

○工藤良平君 大体、終わりますけれども、厚生省に特に、私がさっき申し上げました、議論をいたしました内容について、ぜひひとつ御検討いただきまして、できるだけこの最低限を引き上げて

いくような努力を、今後もひとつ大臣にお伝えいたしまして検討を進めていただきたいといふことを申し上げて終わります。

○委員長(初村瀧一郎君) 暫時休憩いたします。午後零時四十五分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○神沢浄君 私は、この委員会の初年兵で、それに年金などといふことにつきましては、もう全く初めての勉強でありまして、したがつて、ほんとにイロハからお尋ねをしなければならぬのですが、まず、農業者年金基金法の問題で、けれども、この法律の「目的」といふのを読んでも、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資する」と、それから、「農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与する」、この二つ同じように並べてあるように思ふので、これども、これはどちらに重点を置いて、法制定のときには考へられていたのか、という点からお尋ねをしたいと思ふのです。

○政府委員(大山一生君) 農業経営の近代化と申しますか、農地保有の合理化といひますか、要するに、構造改善を行なわなければならぬ。そのためには、優秀な経営担当者を確保しなければならぬし、経営移譲の促進もしなければならぬ。それから、経営規模の拡大等の施策も強力に進めなければいかぬ。そういうふうなことを推進する必要があるわけでございまして、その問題点を詰めてまいりますと、やはり農業者の老後生活の安定といふことに密接に関連して来る。こういうふうな観点からいたしまして、後継者への移譲を含めまして経営移譲といふことを年金の支給要件といたします年金制度といふのを組み立てまして、そして、老後生活の安定といふこと、それ

から農業経営の近代化、農地保有の合理化といった農政上の要請等にこたえようとするものでございまして。

○神沢浄君 そうすると、二様の目的につきましては、別に主従の関係はないといふふうに解釈をしてもいいわけですか。どちらが主で、どちらが従でという関係はない。

○政府委員(大山一生君) 主従といわれまして、非常に微妙な問題がございまして、要するに、この年金といふのが、経営移譲を年金の支給要件とする年金制度といふことでございまして、その意味からいいますと、経営移譲を促進し、そして経営移譲をされた方については六十歳から六十四歳まで経営移譲年金を出しまして、こういうふうなこと。そして、六十五歳以上につきましては、国民年金に上乗せいたします。こういうことでございまして、で、たまたま何らかのことで経営移譲ができなかつた、というふうな方についても、また、それが要するに、持ち出しにならぬように仕組んでまいる、こういうふうな方になつております。したがつて、やはり申し上げますと、経営移譲といひますか、農業の近代化といふことを重点に置いた政策年金といふことでございまして。

○神沢浄君 そういうすばりのお答えがありましたから私は、論議が非常に果にできると思ふので、これはあとから掘り下げたいところなんです。

私は実は、この農業者年金基金法といふものをよく読んでみたのは今度初めてでございまして、それで読んでの印象といふようなものを、率直に、私なりに申し上げてみますと、一つには、この目的を旨としておりまして、制度の組み立てについては、やっぱり年金理論でも申しますか、一方に国民年金法といふものがあるわけですから、それにやっぱり相当の制約を受けなければならぬ、という点が一つ、それから農業基本法制定以来、日本のきょうまでの農政といふのは、いかなれば農基法農政とも申しますか、こういう方

向でもって進められてきておることは、間違いないわけですが、したがって、この制度の意義づけとしては、農基法農政の路線の上に乘せて、いまおっしゃれたいわゆる構造改善の目的というものをめざしたいかなければならぬ。こういうことと、それから当時、農民の側から、相当これは強い農民年金といえますか、老後の安定や福祉を考へての要望というものがあつたわけでありまして、したがって、そのような農民サイドの要望をも、これはくみ上げていかなければならぬ。こういうような立場がそれぞれこの制度の中に組み込まれて、少し端的な言い方をいたしますけれども、何か寄せ木細工的な仕組みになつてしまつていられないだろうか。だからいづれを取り上げてみても、これが私などのように、ほんとうに浅い認識でもって当たつていなければならぬところがあるために、いわばそれぞれ中途半端になつてしまふのじゃないか。こういうような点が非常に危惧として感じられたわけなんですけれども、そんな点への御見解はいかがでしょう。

○政府委員(大山一生君) この年金基金が四十六年にできましてちょうど三年たつたわけでございます。現在やつております業務といたしましては、支給業務といたしましては離農給付金の支給ということがあります。それから農地の買入れ、売り渡し、あるいは融資業務というのがあつたわけでございますけれども、本来的な農業者年金業務、これにつきましては、掛け金はいたしておりますけれども、まだこれを支給するというのは五十二年一月である、こういうふうなことになるわけになります。そういうことから見ますと、やはりこの問題が非常に大きな効果といえますか、われわれが当初期待いたしましたような経営移譲、もちろん農業の構造改善のためには、この年金だけでいいということではございませんで、午前中も御説明いたしましたような各種施策というものを総合的に合わせる中の一つということになるわけでございますけれども、これがやはり具体的な問題と

して成果をあげてくるというのは、やはり五十二年一月からの支給開始という時点になつてまいりませんと、大きな目に見えたかつこうにはなかなかなつてこないのではないだろうかと思われ節もあるわけでございます。そういう意味から言いますと、基本法農政の中の位置づけられておる年金といふものが、まだ十分ではないではないかという御指摘もあらうかと思ひますけれども、この点につきましては、やはり支給が開始される時点を契機といたしまして、これなりに相当の効果をもち得るのではないだろうか、こういうふうに実は考へておるような次第でございます。

○神沢清君 午前中の工藤委員の質疑の中で、四十五年発足以来の加入実績などの点も触れられておりましたから、私も承つたところでありますけれども、まあ当然加入の資格者の点につきましても、二百二十万のうち、現状で百五十万ということになりますと、加入率は四〇〇％ぐらいのものでしょうか。四十何％ぐらいのものでしょうか。それから、いま御説明のように、まだ給付の開始もされていらないんですから、確かにこれは出発早々であります、いま目の前でもつてその数字のみあげて検討するということもいささか早計なのかもしれません。けれども、しかし、午前中の議論の中からもわかりますように、たとえば買入れ、売り渡しなどの点にいたしましても、まださほどの実績というものがあつていふようにもこれは思えないわけでありまして、したがつて、そのことについて、午前の議論の中では、何といつても制度が若いから、制度を知らぬという農民が四五％を占めておるんだと、こういうような御説明がありました。それもさうだろうと思ふのです。しかし、私は、それだけの説明で済むのかどうなのか、ちよつと疑問に感じてならないのです。この制度が知悉されていって、要するに宣伝と普及というものが徹底をしていけば、加入率の問題というふうなものは、スムーズに解消していくんだらうか、という点に私は、まだかなりの疑義を感じてならないわけなんです。

私が、この法律を読んでみまして感じた点から申し上げるのですけれども、大体農民の立場からいって、この制度というものの魅力を感じるのかどうか、というふうな点があるんじゃないかと私は思ふのです。これは魅力があつたらうと、なかつたらうと、国の政策上、強制でやつていくんだということならこれは別ですけども、しかし、農民の側から、当時いわゆる農民年金という言い方でもつて政府に求め、期待をしておりましたのは、むしろいわゆる老後の安定とか、福祉の問題とか、ことに、これはだれが考へてみましても、戦後の工業を中心とした経済の成長が推し進められてくる中でもつて、やはり農業の部門というふうなものはどうしても置き去りにされる立場であつたことは間違いないと思ひます。そういう情勢の中でもつてやれば農民の切なる要望として、この安定や福祉の問題を取り上げてこれはあたりまえのことだつたと思ふのです。そういうふうなところに、農民年金に対する農民の願望というものがあつたのに対して、出てきておる制度は、さつき御説明ありましたように、主従の関係を言つて農業改善という、いわば若い優秀な後継者を求めるために、農地の保有の合理化というふうなものを求めるために、そちらのほうにより重点が置かれたような制度になつておることに、私は、農民の素朴な感情からすると、何か、自分たちが求めていたものとは多少なり違ふんじゃないかというふうな、いわゆる魅力を持てないような点があるんじゃないか。こういうふうな感じが非常にするんですけれども、そんな点はどうお考へなんでしょうか。

○政府委員(大山一生君) まず農業者年金の加入資格者二百二十万でございますが、その中で、当然加入資格者は百三十二万でございます。加入しております百五十万という中で、当然加入資格者で加入しておりますのが八十七万でございます。ですから当然加入で申し上げますと六六・二％、任意加入のほうと同様にいきますと二〇・六％、四

十八年十一月末現在でございますけれども、そういうことで、当然加入について七割程度の加入にいまなつておるわけでございます。

そこで、加入の状況を県別に見てまいりますと、特に当然加入の問題で見えてまいりますと、北海道でありますとか、東北でありますとか、あるいは九州でありますとか、いわば農業地帯と申しますか、こういう地帯においては加入率が相対的に、もちろん県の中におきまして必ずしも一律とは申せませんが、プロック単位にものを見した場合においては、遠隔農業地帯といふことが、将来とも当分の間農業地帯が続くであろうというところにおいては加入率がいい。こういうふうな事実があるわけでございます。さればといつて、そうでない地帯をほうっておくというわけではございませぬけれども、過去の傾向値を見ますとそういう傾向がある。その中でも、たとえば青森等が加入の低いのは出かせぎの問題であらう。まあこういう点は、今度出かせぎの法律といひますか、出かせぎに関する部分の加入資格の特例をつくることによつて、上がつてくるのであらう。こういうふうな反省もいたしてあるような次第でございます。

先生の言われました老後中心という問題との関係でございますけれども、やはりこれはこの法律の制度発足の当時におきましても、御指摘を受けたこととございまして、やはりわれわれの考へていたしましては、老後の生活の安定ということであるならば、これは国民ひとしく国民年金でやるべきことであらう。こういうふうなことでございまして、それを前提としながら、農業者については、先ほど申し上げました政策的な目標をあわせて、この年金においてやつてまいります。こういうふうな思想で当初発足しておるわけでございます。で、制度発足後三年というふうな事態でございますので、われわれといたしましては、当初の考へ方を踏襲し、若干実施上の問題点を矯正するといふか、こうで今度の法律改正になつた次第でございます。

○神沢浄君 御説明はわかるのです。わかるのですけれども、私がちよつとくどいめに申し上げておきますのは、午前中の論議の中でも、局長が、くしくも言われたけれども、この制度というものを生かしていく道というか、この制度の意義というのとは、やっぱり今後の日本の農業の向かうべき方向へどういう役割を果たさせるか。それが何かはずれておりますと、私は、その制度の意義というものはあまりなくなってしまうのではないか。私は、午前中の局長の言い方というものは非常にすなおに受け取りました。この制度を考える場合に、いわゆる日本農業のこれから向かうべき方向への役割りというのについて、この制度がどういう役割りを果たしていくのか、むしろ果たさせていくのか。こういう点について、この際やっぱり真剣に論議をすべき問題じゃないかと、こう思うわけなんです。

それで、ちよつとくどいめにどちらが主で、どちらが従かというふうなことをお聞きすることから始まったわけなんです。私のまあ一つの見解ですが、大臣がおいでになれば私は、大臣と少しそういう意見の交換をしてみたいと思つていたところでした。私は率直に言つて、戦後の農基法の農政というのは成功したとはこれは言えないじやないかと思ふんですよ。まあ百万農家をつくらとか、適地適作だとか、あるいは成長部門への転換だとか、まあそれらをおしなべて構造改善だとか、いろいろにそれは言われてきておるところでありますけれども、今日の日本の農業の現状というふうなものを取り上げてみますときに、当初、農基法がうたったような、ほんとうに農政というものがりつぱに成果をあげてきておるのかどうかという点については、私は野党の立場であるし、いさか少し、多少手きびしいか、より手きびしいかもしませんけれども、まあそういうふうなことを抜きにいたしても、日本の農業の現状というものがどうなんだろうというふうなことを取り上げてみますと、私はきょうまでの農政というものが、決して成功してきておる、など

ということとは、これは農業を知る者である限り、それは成功しているなあ、ということと言われる人は、一人もないんじゃないかと、こういふふうに思ふんです。

そういたしますと、この制度が、当時の農基法の農政を推進するその線上に置かれて、そしてそのときは、それなりに、局長が言われたように、日本の農業の方向に対して役割りを果たさせるために、この制度が生み出されておる。しかし、いまやその方向というのは、何かやつぱり切りかえを要するところへ到達してきておる。こういうふうなことを考えるならば、これは今度の改正案について別に文句をつけようというつもりはあるわけではございませんが、しかし、この制度をやつぱり今後考えていく上には、日本の農業の方向というか、農政のあり方というものは、やつぱり一つの転換を考へていくのとあわせて、この制度も局長が言われるように、次の方向へ役立たせるようなものに充実をしていかなきゃならぬという、こういうことがあると思ふんですけれども、そんな点はいかがでしょうか。これはほんとうは大臣でもいらつしやるといふ思ふんですが、大臣来るんですか。——なおちよつと局長の御意見でも聞いておいて、また大臣来られてからにしたいと思ふんです。

○政府委員(大山一生君) 農基法農政といひますか、農基法で差し示しております生産の選択的拡大、あるいは生産性の向上、総生産の増大、こういったようなことが、農基法農政のもとにおきまして食糧自給が高度化、多様化しているというふうなことに対応いたしまして進められてきたという点については、これなりの評価をしてしるべきではないだろうか、というふうには実は考へるわけでございます。ただ、経済の成長が当時考へました以上に高かったというこのために、場合によつては、対応しきれないような問題が出てきたことも事実だと思つております。ただ、基本法でいっております目標といひますか、農政の基本的な目標といひますか、あるいはその目標を達成

するための施策のあり方というふうなことにについては、それが現在の情勢に適合しなくなつたといふふうには考へないわけでございまして、したがいまして、われわれといたしまして、現段階において農基基本法の差し示します基本的な方向に即しながら内外の情勢というものの対応して、自給度の向上、あるいは農業所得者の、農業従事者の所得の向上というための農政を展開してまいらねばならぬだろうと、こういうふうな考へるわけでございまして。

○神沢浄君 それではひとつ、そういう基本論議は大臣がおいでになつてからいたしまして。

それで、いま御説明があつたようなことだといひますと、この制度の中のいわゆる経営移譲年金といふものは、まあそれはわかりますよ。農地保有の合理化も目ざしたり、午前中から幾たびか言われるように、若い優秀な経営者の確保を目ざしたりといふことに、もちろんこの制度はなつていまして、いふでしようけれども、これでできますかね、問題は、ただ、できますかと、一ぺんに聞いても無理かもしれませんかね。たとえば、これは中身を見ても、いろいろ問題があるわけなんです。経営移譲といふことは、これはその農地を譲り渡すといふことですから、自分はやめるといふことですね。農地も放してしまつて。しかし、いま日本の土地問題、大きく言えば、農地だつて、いまかなり土地的なものに変つてきつちやつていられる状況の中におきまして、この程度のものでもつて経営移譲させようなんたつてできるでしようかね。

○政府委員(大山一生君) 最近の地価の高騰といひますか、土地の資産保有的な傾向、こういうふうな中におきまして、いわば農地の流動化がなかなか進まない、これはまた事実だと思つております。したがいまして、かりに自立経営農家といふものをとつてみましても、施設農業的な面においては相当の発展を見ているにもかかわらず、土地農業といひますか、については、なかなか自立経営農家の育成が進まない、農地の流動化が進まない

いというの、これたしか事実だと思つております。そういうふうな中におきまして、この経営移譲年金が対応し得られるかと、こういうお話であるわけでございまして、土地の所有傾向というものがそれなりに農民の中にあるという事実を踏まえまして、また、それと耕作権のほうはどうかという点になりますと耕作権は耕作権なりに非常に強い。そういうふうな事態の中において、いかにして経営規模を拡大すべきかと、こういうふうな問題になるわけでございまして、その一つとしては年金という問題もございしますが、年金だけで経営移譲という問題が完結するものとは思つておりません。むしろやはり今度、国会において御審議をいただくべく提出しております農振法の改正といったようなことも、そういうふうな現段階におきまして、あつた法律を提出しているわけではございまして、そういうふうな土地政策という問題とからみながら、これもまたそういうもの、ひとつ経営移譲して、そして優秀な若い経営者を育成する、あるいは経営規模の拡大に資するといふことへの一つの契機といひますか、一つの機能を果たす、こういうふうなことになるんであらうと。こういうふうな考へているわけでございまして、

○神沢浄君 それはそうですよ。それは年金だけでもつてても経営移譲などを促進しようなんたつて、そんなことは、もう全く夢物語みたいなことだろうと思ふのですけれどもね。私は、やつぱりこの制度を一つつしてしまつて、どこか、そこら辺でもつて、ちよつとさか立ちの現象があるじやないか。経営移譲を、要するに、その経営の規模拡大、それから農地保有の合理化、こういう

ことを目的にうたっているわけですが、それでもそれが生かしているような規模と内容のものではない。私は、むしろこの制度をほんとうに生きたものにしたい。ためには、農民の素朴に求めておる老齢福祉に、その年金のサイドに重点を置いて、しかし、その前に、やっぱり農業をやめてしまわなきゃならぬという人たちのための、救済すべき措置としては、経営移譲年金というものを、——だから、主と従の関係が、これはいわば逆になる。そういう年金の制度になってこそ初めて、この制度というものが、局長が言われているように、日本の農業の今後への方向にマッチしていく、生かしていく道があるかとも思うんです。この制度制定当時のように、重点をいわば規模拡大や、保有合理化のほうに置いておこの制度をやっていることとすれば、私は、農民に魅力を求めるべきなんというふうなことはますますむずかしくなってしまうんじゃないか、こういうような感じがしてならないわけであり。そのことを論争し合ってみても、時間が、むだになるだけかもしれないから、自分の意見だけ申し上げて次に進んでまいりますが、ただ、いま申し上げたような点を一つの考え方として、これは全然そのようなことは聞き入れる耳はないというところではなくて、これからの制度をほんとうに生かす道として、これは検討をしていくくらい、私は、考え方というものは持つてもいいんじゃないかと、こう思うんですが、その点だけをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(大山一生君) 経営移譲というものを支給要件として組み立てられた年金制度、そして老齢年金、いわば経営移譲しないままでは老齢年金の取り扱いということについては、それが持ち出しにならぬようなかっ、こうというわけであらう、当初でございました。衆議院におきまして、老齢年金のあり方の問題についてはいろいろ御批判をいただきました。この年金というものが、今後、相当長期にわたって実行されるわけでございます。

その中におきまして、この制度というものが他の年金と異なりまして、いわゆる老齢化といいますが、構成要素が非常に異なっております。したがって、受給者とそれから資格者との比率等においてもそれが、他と異なっております。非常に高いと、こういうふうな事態もあるわけでございます。そういうふうな農民構成といいますが、農業者年金の構成といふこととの関連もあるわけでございます。けれども、いずれにいたしましても、老齢年金の問題も含め、いろいろ御指摘を受けております。先ほどは階層制の問題も出てまいりましたけれども、そういういろいろな問題につきましましては、これから長期にわたって実施される年金でございますので、その中においてまた今後ともいろいろ検討はしてまいりたい、こういうふうにしておるわけでございます。

○神沢清君 たえば、これはもういま市街化区域になると言われるような都市周辺などにおいて、経営移譲なんた、これはもう全然問題にならない話で、それからもう一つ、この農家の実態というふうなもの、よく考えなければならぬ問題点だと思ふんです。農家などでは、正式に経営移譲なんということを言わなかった、実際は経営移譲されていくわけなんです。もう親が年をとれば、子供が主になってやるわけですよ。そうなりますと、この制度の上からいけば、言わなければ、その第三者に渡していかなければ、所有権の移譲であらうとも、あるいは使用収益権であらうとも、これは該当はしないわけですね、そういう制度にはなっていないわけだから、ところが、農家自体からいけば、年をとれば、いやおうなしに、若いものがかわってやっているんだから、これは実際経営移譲しているわけだ。経営移譲しているわけだけれども、そのことは、これはこの制度では何といひますか、優遇条件を受けるわけにはいかぬわけですね。ですから、これは私は、農家のサイドから見ると、あまり魅力を感じないんじゃないかと思ふんです。むしろこの際、農家自体の中においても、若いという優秀な経営

者を求めていこうというふうなところに一つの考え方もある。置くとするならば、何かこの制度の中でもって、経営移譲の優遇措置といふものを、同じ家族の中でもって経営を交代していくというふうなものにも生かしていけるような道を考える必要はないでしょうか。これは農業団体なんかの意向の中には、たとえば例の同家族内でも一応きめてあることを生かすために、耕作権の設定というふうなものも認めたらどうか、というふうな意見などもかなりあるようです。そういうような点はどうでしょう。

○政府委員(大山一生君) 第三者に対します農地の移譲のあり方といたしましては、所有権の移譲処分だけではなくて、使用収益権の処分といひますが、使用収益権の設定といふこともこれは対象にしていくわけでございます。ただ、先生の御指摘の農業の実態、家といふか、こうで、経営が行なわれているという事態を踏まえて、若い青年が、後継者が、おやじとむすことの問題について、いわば、おやじとむすことの問題に使用収益権を設定するといふようなことは考えられないかと、こういうお話に、端的に言えはなるだろうと、こういうふうにお話でございまして、普通の場合、経営移譲者といふものとおやじといふのは、大体同一の世帯に属している。こういうことでございまして、その限りにおいては、その農地の資産的な価値といひますか、だけをそのおやじのほうにのけておく必要はそれほどないんじゃないかと、こういうふうな考えまして、後継者へ経営移譲する場合につきましては、従来の取り扱いを要する必要はないだろうと、実はそういうふうなことを考えていこうと思ひます。

○神沢清君 だから、そういうふうな考えている以上は、この経営移譲の有利な面といふものを、同一家族の中の移譲については、これはこの制度上は生かせないわけですね。何か生かすための道が開けぬかといふことを私は聞いているわけなんです。いま同じ家族の中でもって、そういうたとえは所有権の移譲といふようなことを、別に引き延ばしておく必要はないではないか、という点に關しては、これまた、農業団体なんかにも相当の意見があります。これはまず、そうすれば税金の問題といふものも出てくるわけですね。そこで、農業団体なんかのある意見の一つとしては、これは税金の問題がからむから、農林省だけのこととせざるを得ないけれども、例の租税の特別措置の一つとして生前一括贈与の措置というやうがあります。何かいけば税金を延期をしてやると、そしてやがて死亡して、いやでも相続をしなければならぬときに、相続税に切りかえてですか、あるいは含めてですか、その際支払いは、いふものがあるとか聞かぬわけなんです。ところが、これがその特別措置の対象になるには、そっくり渡してしまわなきゃ、そっくり譲渡してしまわなきゃ、だめだといふふうなことになる。わななきや、だめだといふふうなことになる。なんだそうして、そうすると、やはり農家といふものの実態といふのが、さっきも申し上げるように、問題の点になりますけれども、年をとって隠居をしても、ほかの兄弟のことなんかあつたりして、そしてまあ隠居分なんていうようなものを残しておくんです。これは、そうしなきゃ農家といふものの実態といふのは成り立ちません。そっくりむすこに渡しちゃってさびしい思いをしなきゃならぬなんというふうなことはないか、いふんですよ。それは、畑の一枚や二枚くらいは、嫁にやっただけがたずねてきたときに、自分の手をついた野菜を分けてやるくらい、そのぐらゐのものは、それはもういままでずっと、農家といひは農家といふものの一つでございまして、法律上はいじやないか、それは、この対象になるにはそっくり渡しちゃえばそれで済むじやないか、対象になり得るじやないかと、こうなるかもしれないけれども、しかし、農村、農家の実態といふものからいくと、それはとても容易なことじやない。こういう点を考えてみますと、この際ひとつ、一つの問題としては、多少、全部贈与してし

まわなくても、若干のものは残しておいても、この生前一括贈与の対象にしていくというような道が開けぬかどうか。これは農林省のほうの御意見を聞いたり、それから大蔵省のほうも来ておられると思いますから、あわせて御意見を聞かしておいていただきたいと思います。

それからもう一つは、この一括贈与の措置というのは、何か五十年で終わるんだそうですね、時限法で。これはもつとやっぱ延期をして、むしろそういう措置が非常に農家から歓迎をされているということである以上は、半恒久的にこういう制度は考えていくことも必要じゃないか。こういうような意見が農林省の中なかにはかなりあります。ばくちも全く妥当の意見のように思うんですけれども、そういうふうな点についてはどうでしょうか、ひとつ農林省や大蔵省の御見解なども聞いておきたいと思うんです。

○政府委員(大山一生君) 相統の実態でございませうけれども、これは私のほうで三十七年、四十三年と調べておまして、また五、六年たつておりますので、いま調査しているわけでございませうけれども、その相統の実態を見てまいりますと、死後相統の場合におきましては、単独相統の傾向を強めております。それよりも非常にふえておりますのは、生前相統のほうでございまして、これは非常に増加している。その増加している中におきまして、生前相統の場合には農地の分与をするというふうなことは非常に減つていって、こういうふうな実態があるわけでございませう。最近の地価という問題を前提にして、最近の農地の意向はどうであるかというのは、これから調査してみないとわからないわけでございませうけれども、そういうふうなことを前提といたしまして、現在、税法上の取り扱いといたしましては、いわば生前贈与の場合においても、その贈与はいわば死亡したときまで延期する、そして相続税並みの課税をする。こういうふうな優遇措置がとられているわけでございます。

先生御指摘の、税法上の措置でございませうけれども、これは確かに臨時措置法といいますが、暫定法であることは確かでございます。これを恒久法にできるかどうかという問題は別といたしまして、この継続をするということについては今後とも少なくともつとめてまいりたいというふうな考えでいるわけでございませう。

それから、農業者年金の場合には、経営移譲者というものに着目しております。それに対して、生前一括贈与というもののほうは、いわば後継者に着目している。こういうふうな問題から、若干その間の取り扱いにもあれがあったわけでございませうけれども、これは大蔵省のほうから御答弁いただいたほうがいいと思っておりますが、われわれのほうといたしまして、いろいろと協議いたしております。ある程度いわば後継者の農業専従義務を緩和するというような方向で、この問題についても対処を実現し得るのではないだろうかというふうな期待しておるわけでございませう。なお、その点につきましては大蔵省のほうから答弁してもらいます。

○説明員(西野要一君) ただいまの御質問につきまして御説明させていただきます。この租税特別措置で認められております生前一括贈与に関する特別措置でございませうけれども、この特別制度が設けられた背景と申しますのは、先ほど来、先生のいろいろお話にございませう。たような農業の実情等を踏まえまして、農業後継者の育成確保をはかるということ、それと同時に、農地の細分化防止をはかるというふうな見地から認められておる制度でございませう。農地につきましても、この制度が認められる条件としておりますのに、農地の全部が譲られること、それから採草放牧地につきましても三分の二以上が譲られることというふうなことが入つておるわけでございませう。これは、農地の細分化を防止しながら、後継者に譲つていこうという制度の趣旨から出ているものであるというふうな考えでございませう。

それから、局長からお話のありました、農業経営者が専業でなければならぬのかどうかという点につきましては、御議論でございませう。先ほど申し上げましたような理由からいたしますと、この制度の適用者というものが農業経営者であるというところは、これ必須の要件であらうと考えております。ただ、この経営者という点でございませうが、この経営者という内容につきまして、どういう態様において農業を営んでいるかという、それが認められる必要があるかという点でございませう。で、他に職業または主たる事業を有している場合には、現在のところ、この制度の趣旨にかんがみまして該当しないという取り扱いになっているところでございますけれども、しかし最近、農業経営の実態も変わつてまいつておるようでございまして、機械化等によりまして、省力化が進められていくというふうな傾向、それがまた、さらに強まつていくというふうなことを考えてまいりますと、他に職業を持つておる場合におきましても、農業経営を行なつておる限りにおきましては、この制度を適用する方向で検討してまいりたいというふうな考えでございませう。

それから、この制度が特別措置になつていくという点でございませう。これはやはり先ほど申し上げましたような、特別な目的のもとに設けられているという点からいたしますと、やはり相続税の本法の中に取り入れる内容のものではなくて、やはり特別措置の中で規定すべき事項かと思ひます。この特別措置につきましても、政府の税制調査会におきましても、考え方を示しております。やはりこういう制度というものは、とかく硬直化して、そのままの姿で存続される傾向がございませうけれども、これからのものにつきましても、やはりそれなりの政策目的を持って設けられているものでございませう。その目的に即した効果が出ているのかどうかというのを見直していくべきではないかという指摘がございませう。で、この生前一括贈与の特例措置につきましても、三十九年度に設けられまして、その後、見直しを二回行なわれているというところでございませう。五十年末まで適用されるというのが現行の制度でござい

ますので、五十年度の税制改正にあたりまして、農業の実態、農業を取り巻く環境の変化、この制度の効果その他は、またさらにこの制度の基本になつております相続税そのものの内容等を関連させながら検討してまいりたい、こういうふうな思つております。

○神沢浄君 わかりました。

ただちよつとだめ押しみたようになるかもしれないですけれども、そういういたしますと、ちよつと私も聞き漏らした点もあるんですが、全部の譲渡あるいは贈与でなくとも、三分の二以上のものであれば、これらの対象となると。それから五十年で切れるものはいまの考え方としては、これは継続する方向でもって考えておる。それからもう一点につきましては、この特別措置がいわば何と申しますか、後継者のために考えられているものであると、こういうふうなことの解釈でよろしいですか。

○説明員(西野要一君) まず第一点でございませうが、適用要件の一つとなつております農地の範囲でございませうけれども、農地につきましてもは全部でなければならぬというところでございませう。ただ、採草放牧地につきましても三分の二以上の面積と、こういうことになつておるというところでございませう。

それから、第二点の、この制度が継続されるかどうかというところでございませうが、現行の制度が五十年末というところでございませう。この制度を検討するのは来年度の税制改正ということになりますので、本委員会でも御議論のありますような内容につきましても、私も十分に勉強させていただきます。ただいまも、相統税の本法のほうの制度のあり方というの、また、その改正というふうなことが検討される場合には、その改正の内容も踏まえながら検討してまいりたいというところでございませう。

○神沢浄君 その第一点の農地については全部ということなんですが、さつき私、ちよつとよけいなことまで、農家の実態についてお話をしたんで

すけれども、その点についても、たとえば三分の二以上とか、あるいは八分の三以上とか、こういうような方向へ持っていられるように検討をされることはあり得ないでしょうか。というのは、さっきお話ししたように、農家というものの実情からして、全部渡すというようなことがなかなかむずかしい部分があることは事実なんです。そういうふうな、全部というふうなところに、どうしてもこだわってしまつと、この特別措置というのを、たとえば年金制度の経営移譲の面に生かそうと思ひましても、引つかつちやつて、なかなか生かさない。こういう点が出てきてしまふのでありまして、だからその辺のところもちよつとお聞きしたいところなんです。これからの方向として、そういうことを検討されるようなことにならぬだろうか、この点はもう一度ひとつお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(西野襄一君) 私ども理解しておりますところでは、農業の今後の高度化という点の一つとしましては、やはり農地の規模の拡大ということが望ましいやに聞いておりますが、少なくとも農地の細分化というのは防止する必要があるのではないかと。この制度を検討し、つくられた段階ではそういう見地からできているものでございまして、やはりそれが維持されるべきではないだろうかというふうなことを考えております。

○神沢浄君 時間もだんだんなくなつてまいりますから、ちよつと老齢年金の問題についてお尋ねしてみたいのです。ここに実態例として現行法で考えてみて掛け金が——何かいただいた資料に基づいてみますと、掛け金が年額九千円、月額七百五十円と、こういうことであります。そうすると、それを二十年掛けるわけですね、そうしなければ受給の資格が生じないから。二十年掛けたといたしますと、十八万ということになるわけですね。それから今度は、それでは受け取る場合に二十年掛けでは年額四万八千だと、こういうふうな資料の上では出ておるわけでありまして、これは六十歳まで掛けても、五年間据え置いて六十五歳から支

給をする、こういうことになっているわけなんです。

そこで、平均寿命というのが、どのくらいになっているのか、男の場合でいいと思うのですがね。そうすると、平均寿命を一応基準にしまして計算してみると、私もまだそれは計算してありませんが、大体受給できるのはどのくらいの金額になるのか。それは利回りとしてはどのくらいになるのか。そういう計算がありますか。

○政府委員(大山一生君) 六十五歳時点の平均余命というものにつきましては、この年金を組み立てた当時におきまして十一・八八年ということになつております。そこで、その十一・八八年というものをベースにいたしまして、年利五分五厘といたしまして計算いたしました六十五歳時点の老齢年金の現価、これが九十万ちよつとになるわけでございます。で、まあそれと今度は、保険料として納める額、総額の六十五歳時点のいわゆる終価と申しますか、これを比較してみますと、五分五厘強になるといふふうに理解しております。で、ただ現実にはこの十一・八八年というのは最近ではむしろ延びて十三年ぐらひになっているのじやないかというふうな思ひますので、そういうことを考えると、この五分五厘がさらに有利に回つてくるのだからというふうな考えられます。しかし、この計算は、この種のものはやはりはっきりした平均値でいくべきでございまして、十一・八八年をとつてみますと五分五厘に回つていふこととでございまして。

○神沢浄君 これは、私もなどは、とても手がつかないようなむずかしい何か保険の計算みたいなものになるわけなんですか、ただ、端的に考えてみますと、利回りが五分五厘——最近では狂乱物価なんと言つて、それはものすごい状況であります。しかし少なくとも今日までの物価の上昇というか、裏から言へば、貨幣価値の低落というところ。これは引き続いてきているわけでありまして、したがって、まあ、きわめて端的な言い方をすると、非常に価値のある当時から掛け金

をして、価値のないものを受け取つていふのであります。まあ、五分五厘という利回りだといいたしますと、これは先の魅力の問題に私は、かなりかわると思ふんですけれども、この年金に加入をしなくても、まあ極端な言い方をすれば、その掛け金だけ自分がだんだんと積み立ててくれば、そのほうがむしろ——いま銀行あたりでは、今度利息がかなり上がつておりますからね、ほとんど一割近くなつていふんじゃないですかね。そういうようなところと比較してみますと、何かこの年金に入るよりか自分でもって積み立てておいたほうが有利だといふような計算にならないでしようか。

○政府委員(大山一生君) 年金制度というのは、御存じのように、相当長期にわたる問題でございまして、したがって、短期の事象といふことだけで、ものを見るべき筋のものではないんだらうと、こういうふうには実は考えるわけでございます。そこで、各種の年金といふものもそういうこともございまして、五分五厘といふようなことを一つの基準としてものを考えておる。こういうふうなこともございまして、そしてまた、私のほうの年金の運用のしかたについても、五分五厘といふものを基準にするようになっていふような次第でございまして、まあ年金としては五分五厘といふことを一つのベースにして考えているわけでございます。

そこで、この考え方というのが、先ほども申し上げましたように、経営移譲を支給要件として組み立てられた年金である。こういうことからいいたしまして、経営移譲年金といふものについては相対的な——老齢者年金との対比によれば有利な年金といふことにならうかと思ひますけれども、不幸にして経営移譲ができないうようなことがあつて、老齢年金だけ支給を受けるといううような方につきましても持ち出しにならない——その持ち出しにならない基準といふものは、こういうものは非常に長期の制度でございまして、五分五厘といふことを一つの基準にいたし、また五分

五厘になるようにこの前の法律のときにも修正が行なわれたといふふうに理解しているわけでございます。その意味からいって五分五厘という金利そのものが現状の金利との関係においては、確かに御指摘のような問題もあると思ひますけれども、きわめて長期にわたる問題でもあり、数年前には、もつと下がつたときもあつたわけでございますので、そういう意味からいふならば、やはり各種年金と横並び、五分五厘といふことでものを判断せざるを得ないではないだろうか、こういうふうなことを考えるわけでございます。

○神沢浄君 むしろ局長、長期にわたればわたるほど矛盾が拡大するやうな状況も、これは経済状況のいかんによつてはあつたわけですが、まあ最近などはむしろそういうことにならんじやないかと思ひます。しかし、まあ、年金といふ制度そのものは、ただ利害、損得だけの問題ではないと思ひますがね。まあそのことは別に置きましても、それだけに、私は、やっぱりいまの完全積み立て方式というのは、この制度への魅力を持たせ得るかどうかという問題にかなりかわると思ひます。これは完全積み立て方式じゃ、それはいまのように、ほとんど貨幣価値が変動していつていふやうな際においては、これは損の勘定にきまつておるんです。

ですから、もう時間がありませんから、ほんとうに率直にお尋ねをしますけれども、この財政方式というのは、もつとやつぱり、たとえ修正積み立てか、賦課方式か、そういう方式に切りかえていかなきゃならぬのは私は、必至だと思ひますが、そういう点について何か考えられておられるやうな点があるでしょうか。

○政府委員(大山一生君) この農業者年金の現在の年齢分布構成を見ましますと、四十三歳以上というものが、農業者年金に加盟している被保険者の六六・五%を占めております。これは厚生年金で見た場合に、同じ年齢が二七・四%、そして国民年金が四三・九%と、こういうふうなことになるわけでございます。

それから被保険者と受給権者の比率というのを見てまいりますと、現在の将来推計に当たることとございますけれども、昭和六十五年ベースでもって農業者年金の場合、受給権者が四二・七％を占める、そして七十年以降は五五％前後になってまいると、まあこういうふうな実態になります。この辺は厚生年金なんかで見ますと、大体七十五年度までが二〇％以下と、それで八十五年ぐらいになって二七％になる。それから国民年金の場合、六十年以降は三〇・八五年まで見ても一〇・九％以下と、こういうふうな非常に構成が農業者年金の場合は他の年金と異なっておるわけでございます。

そういうふうなことから見ますと、やはり世代間の負担の不公平を来さないような方向ということを考えてざるを得ない。こういう点から見ますならば、極力完全積み立て方式を維持しなければならぬのではないだろうか、実はそういうふうな考えているような次第でございます。じゃあ、当初から完全積み立てであったかという話になりますと、衆議院の国会の修正で二十円ですが、修正された部分というのは、しばらくの間は完全積み立てではなかったことになるわけでございますけれども、やはり考え方としては、完全積み立て方式というものは継続しないと、後代負担が非常におかしくなる。こういうふうな点が、農業者年金の場合には、特にこういう他の年金と異なつた年齢分布になっているというふうなことも含めまして、より要請されるのではないだろうか、こういうふうなことを考えるわけでございます。

○神沢浄君 まあ、その辺は、むしろばくらは考え方がまるきり逆になってまいるわけなんですね。まあ農業者年金の、もちろんこれは漸減をしていくでしよう。したがって後代負担が増高するというところに計算上はなるでしよう。しかし、そうであるからこそ——私はやっぱり積み立て方式というのは、今度は逆にそういうような後代負担の増高を避けるために、先代の負担に、それだけしよわしていくということにもこれはなつていく

わけでありまして、これはやっぱりかなり大きな矛盾というものを包蔵していると思うんですよ。それから、それより何よりただ財政というだけの面から考えれば、いまの御説明のような計算の理屈というものが出てくると思うんです。ですから、この制度そのものに、やっぱり農業者に対する社会保障的なものをもっと取り入れていかなければ、この制度というものは、私は、あまり意味のない、農民からは何ほどの魅力を持たれないままになってしまふんじゃないかということを感じます。それで二、三の点を御質問申し上げてみたんですが、それは、この改正案の中でということよりか、やっぱり今後の私は検討課題だと考えなきゃいけないと思います。

それから、もう時間がなくなつておりますから次の問題にまいりますが、この法律を見まして私を感じました一つは、これは基本的な点だと思ふんですが、国民年金が土台になっておる。これはまあわかりますが、本来それは何ものこの制度をつくらなくたって国民年金という制度があるわけなんです。別に、農民は入れてくれないということにはなつていないのですから、それが土台になつてあたりまえのことだと思ひますが、付加年金というものもやはり条件になるわけですね。ところが、この付加年金というのは国民年金法からいえば全く任意性のものであつて、入らなくてもいいものですね。それが、この制度に關してはいわゆる土台の、国民年金の本法の中では任意制のもの、この制度になると今度はそれが強制制というわけ、この制度に關するものには強制制というわけ、これはちよつと法理論上もおかしな点がありそうに思へるし、そんなことをしなくたっていいんじゃないかと私思ひますがね、これはどういう理由でこうなつておるのでしょうか。

○政府委員(大山一生君) この制度発足のときに、この問題については、国会でも御議論があつたわけでございまして、国民年金制度自体で、先生の御指摘のように、付加年金部分というのは、任意加入になっているわけでございまして、

で、この農業者年金制度を組み立てる場合に、農業者について、こういったようなものを利用できるものは全部利用するという上で、さらに厚生年金並みの給付になるために、必要な部分を農業者年金制度で設ける、よつて給付する、こういうふうなことに組み立てられたわけでございまして、そういうために、農業者年金の加入者についても付加年金に当然加入させる、ということとでございふうな制度になつていふうなわけでございまして。

○神沢浄君 そちら辺がちよつとわかりかねる。というのは、冒頭お尋ねしたように、いわば経営移譲年金というその制度の目ざすものは、これは規模の拡大なり、農地保有の合理化なり、そういう一つの政策的目的というものがあつたわけですね。ですから、そうであるならば、別に付加年金をその中に持ち込まなくともいいわけであつて、むしろ付加年金というものを持込んだ思想というのは、これはあれじゃないですか。いま御説明の中でもちよつと触れられていたように思ひますけれども、国民年金という制度があるのだから、農民といへどもその国民年金でもって、端的な言い方をすると、事足りるのであつて、しかし農業者のために、局長の言ひ方を借りると、日本農業の今後への方向に機能させるためにこの制度を考えた。こういうことになりまして、これはどうしたつて老齢福祉、老後の安定的なものを農民のために考えてやるという、こういう考え方が、このものに立っているからだと思います。そうであれば、国民年金法の中においては任意制になつておるものを、この年金の中へだけ持つてきて、それをわざわざ義務制にして、それをしなければだめだ、この理由というものが私は、どうも、そこら辺の説明がうまく納得できないのですけれども、その義務制にしなきゃこの制度は成り立たないのでしょうか。

○政府委員(大山一生君) 付加年金部分については保険料も月四百円、一月について年金額は二百円に対して納付済み期間の年数、こういうことで

付加年金になつていふわけでございましてけれども、農業者についていふばこの農業者年金制度といひますか、水準をきめる場合に、こういう制度も要するに、農業者の場合においてはそれなりに所得はあるわけでございまして、そういうことから所得のある人は、加入する資格を持つていふようなものはすべて利用して、それを利用した上において、なお必要とする部分というものを農業者年金で給付する。こういうふうな趣旨から、農業者年金に限りましては、付加年金も当然加入制度とする、こういうふうな措置になつたというふうな理解しております。

○神沢浄君 まあよろしいです。冒頭にも申し上げたのですけれども、どうもこの制度というのは、一方にある国民年金というふうな、言うなれば、既存の年金理論上の問題に非常に遠慮もしながら組み立てたものだ、という、こういう印象がどうしてもぬぐえないのですけれども、次にまいります。小さな問題ですが、私は、山梨の甲府という市の、ごく周辺に居住しているのですがね。私などの住んでいる地域は、最近、施設園芸がうんと盛んでして、あ、いう地帯に行きますと、五十アーというふうな、いわば面積条件というものが、ほとんど何とない、非現実的なものになつてしまつていふわけなんです。ですから、施設園芸などの農業の場合は、これをもつと面積条件を下げて、三十アーなら三十アーというふうなところへ下げて、対象にしていくというふうな考え方はないでしようか。

○政府委員(大山一生君) 先生御指摘のように、園芸経営でありますとか、あるいは畜産経営、こういういったもので、その三十アー未満であつても、相当の収入をあげておられる方がおられることは確かだと思つております。ただ、まあこの制度が、いわば農政上の要請から、特に土地というものを生産の基盤とする農業者といったものを対象にしていふ、こういうふうなことで構成されていふというふうなこともございまして。それから、一般論として見た場合に、三十アー未満の農家、これは

この前の七〇年センサスの結果で申し上げますと、販買金額五万円未満というのが八割以上を占めていて、という地帯がございます。それから二十万円以下というところにしますと九六・四％が二十万円以下の販買金額にすぎない、こういうふうな実態があるわけでございまして、こういうふうな実態というものがやはり三反という下限をさらに下げることにしての、一つの問題点じゃないだろうか、こういうふうにも考えるわけでございまして、現実には普通の園芸経営なりあるいは畜産経営をやっておられる方も大体三反以上持つておられるのが普通である、こういうふうなこともございまして、いまのところ、三十アールというものを任意加入の下限というふうに考えているわけでございまして、

ただ、まあこの前、衆議院のほうにおきまして、附帯決議の中にも、北海道でまず下限が二町であるというふうな問題も含めてやはり検討すべきではないか、こういうふうな御意見もありました。そしてまた、われわれのほうの研究会におきまして、園芸農家等を何かり取り扱う方法はないか、というふうなことも議論になったことは確かでございます、そういう意味におきまして、今後、園芸経営とか、こういったふうないわゆる施設園芸農家についての取り扱いの問題は、長期的に検討してまいりたいというふうに考えているわけでございまして、

○神沢浄君 大臣がお見えになっておりますから、大臣に私は一、二点だけお尋ねをしてみたいのですが、実は、大臣がまだお見えにならないで、先、局長と若干まあ論議をしたところなんです、私の意見を先に申し上げますと、戦後の日本の農政というものが、まあ私も申し上げたい、いわゆる農業基本法をその基本に置きまして、まあ一応それじゃあ基本法農政という言い方をするとすれば、そういうことでもって今日まで推移してきておられるんです。しかし、この基本法農政というのは、たとえば百万自立経営農家の実現をはかろうと、あるいは米麦を、もっと成長部門

への農業に切りかえをはかっていること、いろいろな目標を持ってやってこられたわけですが、これは率直に言つて、私は、農業基本法の農政というものが成功してるとは言えないと思うんですよ。これは、その後の国の内外、あるいはその他の農政推進を円滑ならしめるような行政というふうなものがあったことも、これは避けられぬと思うんですが、そういう結果、ことしの大任の所信の表明の中などにも、別に基本法農政の評価に触れられてはおりませんけれども、しかし、現実の問題、今後の日本農業の進む方向としては、やっぱり農業の再建をはからなければ、国民の食糧の自給の達成というふうな、重大な課題を実現していくためには、この際、農業の再建が必要である、というふうなことを強調されていると思うんです。

確かに、いま日本が直面をしておる農業問題というのは、かつての国際分業論などというふうな考え方であつてはならない。やっぱり日本の農業それ自体をこの際、たとえば食糧の自給度なんかにしたつても、相当低下をさせておけることは、これは事実でありますし、そういう現状の上に立つて、日本の農業というものをそこでもって見直し、その再建に向かわなければならぬという重大な局面にあるということ、これは論を待たないところだと思つておられます。そうなるまいりますと、そういう考え方の中にも、この制度だつてやっぱりその一環として考えていかなければならぬんじゃないかというふうに私は思つておられます。

ですから、経営移譲の優遇措置というふうなものなどに重点が置かれておるような現行の制度でなくて、実は局長に主従の関係をお尋ねをしたところ、この制度の発想のときから経営の移譲というふうなところに、それはもとより経営の規模の拡大とか、あるいは農地の保有の合理化だとかいうふうなことを目ざしての制度である。ですから、主従の関係を言うならば、やっぱり経営移譲年金のほうに重点が置かれて、

農民のいわゆる老齢福祉的な年金のほうに従に考えられてきておる。私は、しかし、いまはそれを切りかえなきゃならぬときになつておるんじゃないかというふうに考えるんです。農民自体に、もつと農業への魅力を復活をさせ、そしてほんとうに食糧の自給の目標にいたしまして、ほんとうに日本の農業というものが再建していけるような、それは何かと言つて、やっぱり農民自体がもつと農業に魅力を復活をさせなければ、私はそれはできない相談であつて、幾ら若い優秀な後継者を求めようなどといったって、魅力がないままだったらそんなことはとてもできない相談です。

そうすると、やっぱり農業というものが安定した仕事なんだと、一生を託して十分なんだと。それには制度上からも、たとえば農業者年金にしたところで、生涯を農業のために働き、老後の安定を約束するということも、制度上こういうふうな保障を要するといふこと、新しい日本農業の行く手というのに対しては、この制度は生きないんじゃないか、というふうな考えざるを得ないわけなんです。局長はなかなかうまいことを言われたんですけれども、やっぱりこの制度は、農業の向かうべき方向への役割りを果たしていくというところに、この制度の意義がなければならぬと、全くそのとおりだと思つておられます。農業の今後向うべき方向への役割りを果たさせるという中身にするには、私がいま申し上げたような意見が妥当であろうと、この私なりに考えているわけなんです、そういう点について私は大臣の御所見を伺いたいんです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 日本の農政につきましては、いまお話しのように、われわれは食糧の自給度を維持、向上する上での必要性、このため第一の基本方針であると思つておりますが、お話しのごさいますように、そういう目的を貫いていくために、われわれは今発表いたしましたとおり、す農業白書などでも、三つの重要項目をあげておりますが、その中で後継者の確保、育成というこ

とをうたつておるわけであります。いまお話しのごさいますように、幾ら国民全体が自給度を高め、また農業のいい手を確保すると言つてみしても、やはり経済的にもまた、環境的にもそういうふうな希望を持っていたらだかように、農民にむけていかなければ、から金仏になつてしまふんじゃないか、御指摘のとおりだと思います。私も、そういう意味で、この農業年金制度等も当初そういう考え方に基づいて、将来とも安心してやっていただけるような方法をとるべき一つの方法として年金制度等も考えたわけでありまして、これとてもやはり社会経済情勢の変化に伴ひまして、制定当時は経済的にも、かなり考えられることをやつたつもりでありますけれども、今日のようになつてまいりまして、貨幣価値が低落してくるというふうな傾向になりますと、ほかの公的年金でもそうでありまして、これは政治全般としてきわめて大事な問題であると思つております。したがって、財政の基本としては、やっぱり総需要を抑制して物価を安定するという、そういうことにならなければならぬ、それが並行して、私どもはやはりこの制度そのものの改善をはかつていくことは、他の公的年金でも同じことだと思つております。ただ、それが十分に実施できないというには、それなりのやっぱり財政的な事情もございまして、その辺の調整がむずかしいところであるというふうに私どもは率直に考えております。

しかし、いまお話しございましたように、やっぱり自給度を維持して、農業が他産業に比べてひけをとらないような所得を確保できるようにという目標はやっぱり動かすことができません。そういうことのために、基本法などもそういう考えで出てきています。あの法律制定の時代、いまから十四、五年前になりますか、あれはやはり日本の経済が逐次近代的に非常に伸びていくこととしておるときに制定されたものでありまして、やはりその中では、将来の見通しをつけて、御存じのように、選択的拡大をまず掲げておりますし、それから基

はもらっておるといふような計算になると思っておりますので、ほぼ厚生年金を下らない水準になつてゐる、むしろそれを上回つてゐるといふふうに言えると思つております。

それから三番目の、年金受給者とそれから農林漁業団体職員共済組合の運営との関係でございまして、確かに農林年金を受給するようなことになりましたと、これは組合員資格を失うわけでございます。ただ、現在の共済組合制度といひますものが、基本的には積み立て方式でやつておりまして、現在積み立ててゐる方たちが、将来もらえる年金について、いろいろ研究をし、発言をし、それを運営にしていく。ほかの年金につきましては、運営審議会等の制度もございまして、私どもの年金では、組合会という制度がございまして、組合員中心に運営がなされてゐるわけでございます。しかし、今回の改正でも、既裁定年金の改善等の措置をやつておりますので、既裁定年金に対する制度改正を考える場合には、やはり年金受給者の声というものもこれはやはり検討せざるを得ないといふふうに思つております。かつて年金基金等におきましては、アンケート等によりまして意見も聞いたこともございまして、また、年金受給者につきましては、ほぼ大部分の県におきまして連盟のようなものをつくりまして、いろいろ連絡調整をやつてゐるということも聞いております。私どもも、今後やはり制度改正等にあたりましては、なるべくそういう方々の意見を聞きまして、制度改善を反映するように努力はいたしたいと思つてゐるわけでございます。

○委員長(初村瀧一郎君) 両案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

午後三時五十四分散会

昭和四十九年五月三十一日印刷

昭和四十九年六月一日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局